

永平寺町地域安全克雪方針



令和8年3月

永平寺町

目次

序章 永平寺町地域安全克雪方針策定にあたって	1
序-1. 方針の目的	1
序-2. 方針の位置付け	1
序-3. 上位・関連計画の整理	2
第1章 雪対策の現状等	9
1-1. 永平寺町の概況	9
1-2. 人口	11
1-3. 雪に関する現状	14
第2章 克雪に関する町民意識調査等	24
2-1. アンケート調査	24
第3章 克雪に向けた取り組み課題	33
3-1. 課題の整理	33
第4章 地域安全克雪方針	34
4-1. 将来像	34
4-2. 基本方針	35
第5章 地域安全克雪に向けた取り組み	36
5-1. 雪かき・雪下ろしに関するルールの検討	36
5-2. 安全克雪対策の検討	39
5-3. 対策の実施主体及び実施スケジュールの検討	49
5-4. 評価指標の検討	50
第6章 実現方策	51
6-1. 総合的な克雪対策の推進	51

序章 永平寺町地域安全克雪方針策定にあたって

序－１．方針の目的

国においては令和４年３月に「豪雪地帯対策特別措置法」（S37.4.5法律第73号）が一部改正され、同年12月に「第七次豪雪地帯対策基本計画」が閣議決定されました。その計画では、「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」などが重点施策として追加されました。

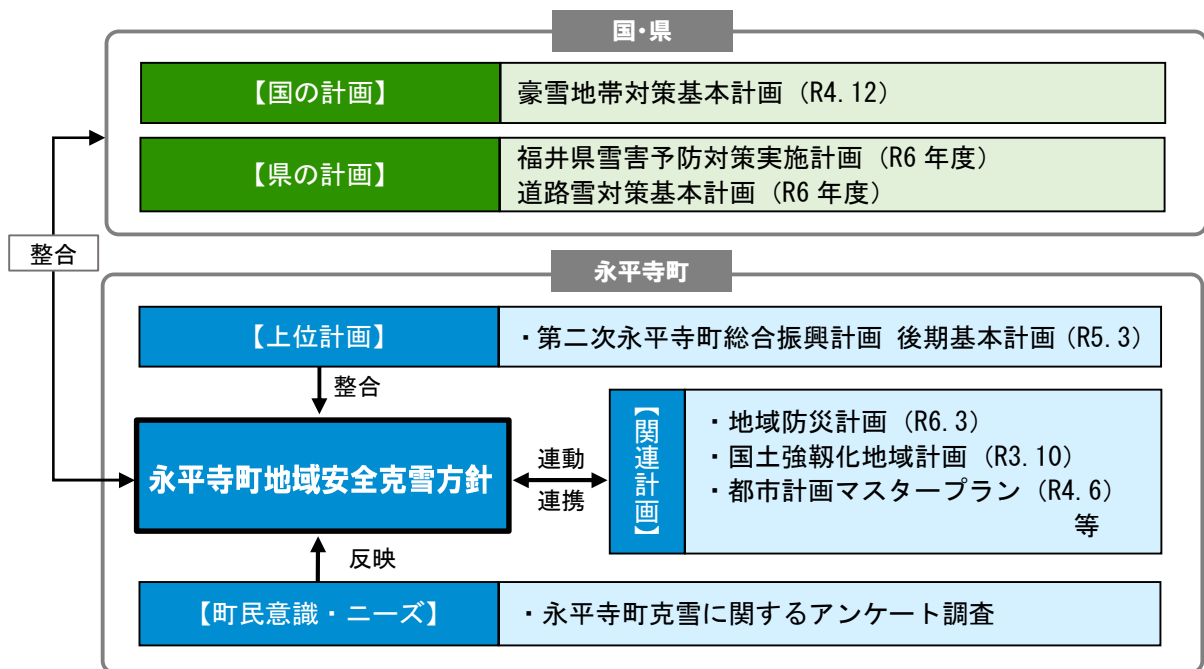
「豪雪地帯対策特別措置法」により豪雪地帯に位置付けられる本町においては、今後ますます加速が予測される人口減少、少子高齢化の進行などにより、除排雪の担い手不足が懸念され、現に毎年のように特に高齢者を中心に除排雪時の死傷者が発生している状況です。

このような背景を踏まえ、本方針は、豪雪地帯における除排雪作業中の事故防止及び地域の安全を確保すること、特に高齢者を中心に増加している除排雪作業中の事故を防止するため、地域住民と協力し、自立的かつ安全な地域を実現するための戦略的な方針を策定し、安全な除排雪作業を確保することにより、豪雪地帯の振興を図ることを目的とします。

序－２．方針の位置付け

本方針は、国の「豪雪地帯対策基本計画」や県の「福井県雪害予防対策実施計画」、「道路雪対策基本計画」における基本的考え方等と整合を図りながら、本町の最上位計画である「第二次永平寺町総合振興計画」をはじめ、「永平寺町地域防災計画」や「永平寺町国土強靱化地域計画」、「永平寺町都市計画マスタープラン」など各種関連計画における克雪対策等と連動・連携しながら、総合的かつ効果的に克雪対策を機能させていくものです。

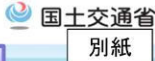
また、「永平寺町克雪に関するアンケート調査」を実施し、町民の克雪対策に対する意識やニーズを踏まえた計画策定を図ります。



序－3. 上位・関連計画の整理

本方針の策定にあたり、整合あるいは連動・連携すべき上位・関連計画は以下に示すとおりです。

(1) 豪雪地帯対策基本計画【国】

<p>■策定年月</p>	<p>令和4年12月</p>
<p>■計画の目的</p>	
<p>本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図るとともに、雪のもたらす各種資源の利活用、新たな雪国の価値の創出、地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努め、これらについて国及び地方公共団体と民間団体及び地域住民等が協働して総合的な豪雪地帯対策を実施することにより、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的としています。</p>	
<p>■基本理念</p>	
<p>○国土強靱化を踏まえた克雪対策の充実 ○親雪・利雪の推進 ○地域の特性を尊重 ○豪雪地帯の理解促進</p>	
<p>■基本計画の重点（豪雪地帯）</p>	
<p>(1) 交通、通信等の確保に関する事項 (2) 農林業等地域産業の振興に関する事項 (3) 生活環境施設等の整備に関する事項 (4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項 (5) 除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備の促進に関する事項 (6) 親雪及び利雪による個性豊かな地域づくりに関する事項 (7) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項</p>	
<p>■計画の概要</p>	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">豪雪地帯対策基本計画(令和4年12月9日閣議決定)</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">変更の主なポイント</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">現行計画の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本計画の目的 2 基本計画の性格 3 基本計画の重点 <ol style="list-style-type: none"> (1)交通、通信の確保 (2)農林業等地域産業の振興 (3)生活環境施設等の整備 (4)国土保全施設の整備及び環境保全 (5)雪氷に関する調査研究の総合的な推進 4 基本計画の内容 5 基本計画の推進 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">計画見直しの背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年3月 豪雪地帯対策特別措置法改正 ○同改正法に対する附帯決議 ○近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化の進行 ・年毎の降雪量の変化、集中降雪の増加等の降雪の態様の変化 ・除排雪の担い手不足の危機的な状況等 </div> </div> <div style="width: 65%;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">積雪による条件不利性がもたらす課題を克服し、豪雪地帯の魅力を生かした地域振興を推進</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">「基本理念」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化を踏まえた克雪対策の充実 雪に強く安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現 ○親雪・利雪の推進 雪国の自然的特性、固有の文化を生かした取組を推進 ○地域の特性を尊重 地方公共団体や地域住民の意見を施策に反映 ○豪雪地帯の理解促進 平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">重点に「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冬期交通確保のための除排雪事業者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の担い手確保 ・除雪機械の更新への配慮 ・適切な経費の計上 ○共助除排雪体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・除排雪の体制整備と安全の確保 ・交付金の交付その他の措置 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">重点に「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親雪を通じた文化育成及び交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・雪国文化の形成、景観の創造・保全 ・雪国の特性を生かした交流の展開 ○利雪を通じた地域の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・雪冷熱エネルギーの利活用 ・雪の多様な利活用 </div> </div> </div>	

(2) 福井県雪害予防対策実施計画【県】

■策定年月	令和6年度
■計画の目的	本計画は、福井県地域防災計画（雪害対策編）第2章第8節「福井県雪害予防対策実施計画」の作成に基づき、各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進するとともに、県民に対して雪害予防意識の啓発を実施することにより、県民の日常生活および社会経済活動の安定に寄与することを目的としています。
■計画の期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日までとします。
■主な対策内容	<ul style="list-style-type: none">●気象業務：降雪量・積雪量の自動観測、地域別予報の発表（1日2回）●交通：除雪体制の確立、通行規制、冬用タイヤ・チェーン装着指導●情報連携：関係機関間の情報収集・共有体制の強化●通信・電力：通信網・電力供給の維持と復旧体制の整備●農林水産業：農作物・施設の雪害対策、被害時の支援体制●文教・保健福祉：学校の安全確保、医療・福祉施設の対応強化●住宅・消防：雪下ろし支援、火災予防、避難体制の整備●孤立・物資輸送：孤立集落の予防、緊急物資の輸送体制●住民協力・要配慮者支援：地域住民の協力体制、要配慮者への支援強化●調査研究・庁内体制：雪害に関する調査研究、庁内の対応体制の整備
■雪下ろし対策	<ol style="list-style-type: none">1. 高齢者・要配慮者への支援体制<ul style="list-style-type: none">・地域住民、ボランティア、建設業者などによる雪下ろし支援活動の促進。・市町が中心となり、支援対象者の把握とマッチング体制を構築。・除雪作業に必要な資機材の貸与や補助制度の活用。2. 安全対策の啓発<ul style="list-style-type: none">・雪下ろし中の事故（転落・窒息など）を防ぐため、安全器具の使用（命綱・ヘルメット等）を推奨。・作業前の体調確認や複数人での作業の励行を呼びかけ。・広報や地域講習会を通じて、安全マニュアルの周知。3. 住宅周辺の除雪支援<ul style="list-style-type: none">・雪下ろし後の雪の排出先確保や、通路の確保による孤立防止。・地域の除雪ボランティアとの連携による生活動線の維持。4. 事故発生時の対応体制<ul style="list-style-type: none">・除雪作業中の事故に備え、消防・救急との連携体制を強化。・除雪支援活動の記録・報告を通じて、次年度以降の改善に活用。

(3) 道路雪対策基本計画【県】

<p>■策定年月</p>	<p>令和6年度</p>
<p>■計画の目的</p> <p>本計画は、冬期間における主要道路の交通を確保するなど、雪に強い道路づくりを進めるための必要な事項を定めることを目的としています。</p>	
<p>■計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●除雪体制の強化：除雪機械の増強、最重点除雪路線の拡充、消雪施設の整備 ●情報提供：道路カメラ・情報板の設置、冬期道路情報連絡室の運用 ●連絡体制：福井県除雪対策本部・道路雪害対策本部の設置、関係機関との連携 ●渋滞対策：予防的通行規制、広域迂回ルート確保、テレワーク推進 ●広報活動：出控え要請、除雪協力の呼びかけ、住民向け安全啓発 	
<p>■主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ①北陸自動車道・国道8号・中部縦貫道など幹線道路の除雪体制強化 ②市町管理道路における消雪施設の新規整備 ③「みどりのスコップひとかき運動」など歩道・バス停の早期除雪 ④除雪作業支援システム導入による、応援除雪等におけるオペレータの除雪作業の効率化 	
<p>■最重点・重点除雪路線網図</p>	

(4) 第二次永平寺町総合振興計画 後期基本計画

■策定年月	令和5年3月
■計画の目的	本計画は、町政運営の最も基本となる計画として、長期的な展望に基づき、将来目標と各分野の施策方針を明示するとともに、町の将来像の実現に向けて、地域資源を活かしながら、SDGs や Society5.0 などの新たな視点を取り入れ、持続可能性と柔軟性を備えた行政運営を目指すことを目的としています。
■計画の期間	平成29年度から令和8年度までの10カ年
■まちの将来像	未来を創る めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ
■基本目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり (2) 健康で心がふれあうやさしいまちづくり (3) 安心して安全に暮らせるまちづくり (4) 地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり (5) 快適でうるおいのある美しいまちづくり (6) 新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり (7) 健全な財政運営に向けて
■第2期スマイルプロジェクト（連携プロジェクト）	<p>総合振興計画 後期基本計画 4つのスマイルプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> スマイル目標1 子育て支援プロジェクト スマイル目標2 雇用創出プロジェクト スマイル目標3 移住・定住・交流 プロジェクト スマイル目標4 魅力ある地域づくり プロジェクト <p>第2期総合戦略 4つの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標1 永平寺町の地域特性を 活かした、結婚・出産・ 子育ての希望をかなえる 基本目標2 永平寺町の地域資源を 活用した安定雇用を創出する 基本目標3 永平寺町への 新しい人の流れをつくる 基本目標4 永平寺町の未来を見据えた、 生活しやすい（生活に便利な） まちをつくる

(5) 永平寺町地域防災計画

■策定年月	令和6年3月								
■計画の目的									
<p>本計画は、災害対策基本法〔昭和36年（1960年）法律第223号〕第42条及び原子力災害対策特別措置法〔平成11年（1999年）法律第156号、以下「原災法」という。〕の規定に基づき、本町に係る災害対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。</p>									
■計画の構成									
本編	1 総則	計画の方針や防災ビジョン、防災関係機関の実施責任、被害想定などについて定めています。							
	2 災害予防計画	災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。							
	3 災害応急対策計画	災害発生時の対応について定めています。							
	4 災害復旧計画	災害発生後の復旧や復興の取組について定めています。							
資料編	条例や基準、各種データ、様式、用語説明などを記載しています。								
■防災ビジョンと目標									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災ビジョン</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害に強い都市基盤づくり</td> <td>道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実</td> </tr> <tr> <td>災害に強い防災体制づくり</td> <td>突発的災害にも即座に対処できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進</td> </tr> <tr> <td>地域特性による防災上の課題克服</td> <td>土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実</td> </tr> </tbody> </table>	防災ビジョン	目 標	災害に強い都市基盤づくり	道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実	災害に強い防災体制づくり	突発的災害にも即座に対処できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進	地域特性による防災上の課題克服	土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実
防災ビジョン	目 標								
災害に強い都市基盤づくり	道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実								
災害に強い防災体制づくり	突発的災害にも即座に対処できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進								
地域特性による防災上の課題克服	土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実								
■雪害予防計画（家屋対策）									
<p>屋根雪荷重等による家屋倒壊を防止するため、以下の対策を講じることが位置付けられています。</p> <p>ア. 克雪住宅の普及促進</p> <p>イ. 既存住宅等の屋根融雪装置設置等による克雪化</p> <p>ウ. 共同雪処理施設の整備</p> <p>エ. 一人暮らし老人世帯等への屋根雪下ろし費用の助成</p> <p>オ. 屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発</p>									

(6) 永平寺町国土強靱化地域計画

■策定年月		令和3年10月																																																																								
■計画の目的																																																																										
<p>本計画は、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法という。）の趣旨を踏まえ、どのような災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも住み続けられる「強靱な地域」をつくりあげることが目的としています。</p>																																																																										
■計画の期間																																																																										
計画策定後おおむね5年																																																																										
■強靱化の目標																																																																										
(1) 基本目標																																																																										
<p>① 人命の保護が最大限に図られる。 ② 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。 ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。 ④ 災害発生後の迅速な復旧、復興を可能にする。</p>																																																																										
(2) 事前に備えるべき目標																																																																										
<p>① 人命の保護 ② 救助・救急、医療活動の迅速な対応 ③ 行政機能の確保 ④ 情報通信機能・情報サービスの確保 ⑤ 経済活動の維持 ⑥ ライフライン（電気、上下水道、燃料、交通網等）の確保 ⑦ 二次災害の防止 ⑧ 地域社会・経済の迅速な再建・回復</p>																																																																										
■施策体系																																																																										
<p>■永平寺町国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ・施策体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">リスクシナリオ（起きてはならない事態の事象）</th> <th>リスクシナリオを回避するための施策（プログラム）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1-1) 大規模地震による建築物等の倒壊や火災による死者の発生</td> <td>住宅・建築物の耐震化/避難所や災害対策拠点の耐震化/ライフライン関連施設の耐震化/個別避難計画の整備/木造住宅耐震診断事業の充実/再生可能エネルギー等の導入/自主防災組織活動の支援強化 【国土交通省】 学校施設耐震改修交付金 【厚生労働省】 社会福祉施設等整備費補助金 【厚生労働省】 保育所等整備交付金 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 公営住宅等ストック総合改善事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(1-2) 大雪による地域交通、輸送ルートの分断、住宅・建築物等の破壊</td> <td>消費設備の整備/消費設備の点検、調整、更新/道路・橋梁等の計画的な管理/除雪機動力の維持・強化/老朽空き家等の解体支援/燃料・食料品の円滑供給の強化 【国土交通省】 雪害地域道路整備事業 【国土交通省】 道路メンテナンス事業補助金 【国土交通省】 舗装修繕事業 【国土交通省】 除雪機械購入 【国土交通省】 空き家対策等総合支援事業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(1-3) 異常気象等による広域かつ長期の都市圏等の断水</td> <td>計画的な河川改修・増渾の実施/洪水ハザードマップの活用周知/災害時要配慮者避難支援体制の確立</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死者の発生</td> <td>土砂災害警戒区域の対策の推進/土砂災害危険箇所の周知/砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理 【農林水産省】 治山事業</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生</td> <td>情報伝達体制の強化/適正な避難行動の周知/災害時要配慮者避難支援の推進 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業） 【総務省】 放送ネットワーク整備支援事業費補助金</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止</td> <td>施設の耐震化等と給排水体制の構築/非常用電源装置の整備/支援物資の調達・供給体制の構築/道路・橋梁等の整備/道路修繕計画の策定/備蓄品の確保 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(2-2) 避難所の運営機能の低下、長期にわたり避難所生活を強いられる事象</td> <td>指定避難所の備蓄品の整備/福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定/リアプリー化の推進/洋式便所や多目的トイレ設置の推進</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(2-3) 多岐かつ長期にわたる孤立集落等の閉鎖発生</td> <td>緊急輸送道路の整備/狭い道路の整備/緊急用ヘリコプター着陸場の整備 【国土交通省】 防災、安全、狭い道路等整備促進事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(2-4) 災害等による医療機能の麻痺や避難所等における感染、感染症の大規模発生</td> <td>災害拠点病院の耐震化/緊急医療及び患者搬送等の体制強化/災害時石油類等の確保/薬物、衛生資材の確保/知得での医療体制の確保/緊急輸送体制の確保/避難所における感染症対策の推進/下水道施設の維持管理、耐震化/避難所等における衛生管理 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大規模低下</td> <td>業務継続体制の確保/災害対応力の向上/自主防災組織を中心とした避難訓練等の実施/自主防災組織における防災備蓄材の整備/防災資材取替の推進/受援体制の確保/防災拠点施設の非常用電源設備等の確保 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>(4-1) 電力供給停止等による情報伝達の麻痺・長期停止</td> <td>防災情報の収集の機能強化/防災拠点施設の多機能化等の確保/防災行政無線等による避難情報等の伝達 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業）</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>(5-1) 人材・資力の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事象</td> <td>事業所の耐震化・業務継続計画の策定/インフラの災害対策/農地・農業水利施設等の適切な安全管理 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助 【農林水産省】 農業水路等長寿命化・防災減災事業 【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金 【農林水産省】 多面的機能支払交付金</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>(6-1) 電力・燃料の長期にわたる供給停止</td> <td>ライフライン事業者等の防災体制の強化/ライフライン事業者等との連携による緊急搬送体制の強化/非常用電源設備等の確保</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>(6-2) 上下水道等の長期にわたる供給停止</td> <td>上下水道施設の耐震化等と給排水体制の構築/非常用電源装置の整備/老朽管路の更新/上下水道業務継続計画の適切な運用/復旧用備蓄材の確保</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>(6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止</td> <td>下水道業務継続計画の適切な運用/施設（管路）の維持管理・耐震化等/非常用電源装置の整備 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 防災、安全交付金 下水道事業 【環境省】 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）浄化槽設置整備事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>(6-4) 交通ネットワークの機能停止</td> <td>道路・橋梁等の整備/長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修/緊急輸送体制の確保/道路修繕計画の策定/運行事業者の業務継続計画の作成促進 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(7-1) 市街地での大規模火災の発生</td> <td>空き家等の撤去推進/住宅用火災警報器の適切な更新/消防車両・消防機器の年次の更新、維持管理/消防団等の活動強化 【総務省】 消防防災施設整備費補助金 【総務省】 緊急消防援助隊整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>(7-2) ダム、ため池、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生</td> <td>砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>(7-3) 危険物施設の緊急品供給の停止</td> <td>危険物施設の緊急品供給の実施体制化/危険物貯蔵施設への立入検査の実施/緊急連絡体制の構築</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>(7-4) 農地・森林等の荒れによる被害の拡大</td> <td>限伐や植林等の森林保護支援/農業水利施設の長寿命化計画の推進 【林野庁】 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 【農林水産省】 農村地域防災減災事業費補助 【農林水産省】 農業水利施設健全管理整備交付金 【農林水産省】 鳥獣害防止総合対策交付金</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りによる、復旧・復興が大規模に遅れる事象</td> <td>災害廃棄物処理体制の整備/災害廃棄物の仮置場確保/災害廃棄物処理の効率化の推進</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>(8-2) 避難所等の復旧・復興を阻む人材等の不足により、復旧・復興が大規模に遅れる事象</td> <td>道路・橋梁等の整備/道路修繕計画の策定/地元企業の業務継続計画作成の支援/建設関係技術者の人材確保</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>(8-3) 地域コミュニティの麻痺、治安の悪化等により復旧・復興が大規模に遅れる事象</td> <td>高齢者住宅等の整備/地盤調査の推進/関係機関等との連携体制の確立/復興に向けた体制の構築/文化財に係る各種災害対策の支援 【国土交通省】 地盤調査費負担金 【国土交通省】 地盤整備推進費補助金 【文化庁】 国重要文化財等保存・活用事業費補助金 【文化庁】 国重要文化財等防災施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table>			リスクシナリオ（起きてはならない事態の事象）		リスクシナリオを回避するための施策（プログラム）	1	(1-1) 大規模地震による建築物等の倒壊や火災による死者の発生	住宅・建築物の耐震化/避難所や災害対策拠点の耐震化/ライフライン関連施設の耐震化/個別避難計画の整備/木造住宅耐震診断事業の充実/再生可能エネルギー等の導入/自主防災組織活動の支援強化 【国土交通省】 学校施設耐震改修交付金 【厚生労働省】 社会福祉施設等整備費補助金 【厚生労働省】 保育所等整備交付金 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 公営住宅等ストック総合改善事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	2	(1-2) 大雪による地域交通、輸送ルートの分断、住宅・建築物等の破壊	消費設備の整備/消費設備の点検、調整、更新/道路・橋梁等の計画的な管理/除雪機動力の維持・強化/老朽空き家等の解体支援/燃料・食料品の円滑供給の強化 【国土交通省】 雪害地域道路整備事業 【国土交通省】 道路メンテナンス事業補助金 【国土交通省】 舗装修繕事業 【国土交通省】 除雪機械購入 【国土交通省】 空き家対策等総合支援事業	3	(1-3) 異常気象等による広域かつ長期の都市圏等の断水	計画的な河川改修・増渾の実施/洪水ハザードマップの活用周知/災害時要配慮者避難支援体制の確立	4	(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死者の発生	土砂災害警戒区域の対策の推進/土砂災害危険箇所の周知/砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理 【農林水産省】 治山事業	5	(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生	情報伝達体制の強化/適正な避難行動の周知/災害時要配慮者避難支援の推進 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業） 【総務省】 放送ネットワーク整備支援事業費補助金	6	(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止	施設の耐震化等と給排水体制の構築/非常用電源装置の整備/支援物資の調達・供給体制の構築/道路・橋梁等の整備/道路修繕計画の策定/備蓄品の確保 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助	7	(2-2) 避難所の運営機能の低下、長期にわたり避難所生活を強いられる事象	指定避難所の備蓄品の整備/福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定/リアプリー化の推進/洋式便所や多目的トイレ設置の推進	8	(2-3) 多岐かつ長期にわたる孤立集落等の閉鎖発生	緊急輸送道路の整備/狭い道路の整備/緊急用ヘリコプター着陸場の整備 【国土交通省】 防災、安全、狭い道路等整備促進事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	9	(2-4) 災害等による医療機能の麻痺や避難所等における感染、感染症の大規模発生	災害拠点病院の耐震化/緊急医療及び患者搬送等の体制強化/災害時石油類等の確保/薬物、衛生資材の確保/知得での医療体制の確保/緊急輸送体制の確保/避難所における感染症対策の推進/下水道施設の維持管理、耐震化/避難所等における衛生管理 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助	10	(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大規模低下	業務継続体制の確保/災害対応力の向上/自主防災組織を中心とした避難訓練等の実施/自主防災組織における防災備蓄材の整備/防災資材取替の推進/受援体制の確保/防災拠点施設の非常用電源設備等の確保 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	11	(4-1) 電力供給停止等による情報伝達の麻痺・長期停止	防災情報の収集の機能強化/防災拠点施設の多機能化等の確保/防災行政無線等による避難情報等の伝達 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業）	12	(5-1) 人材・資力の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事象	事業所の耐震化・業務継続計画の策定/インフラの災害対策/農地・農業水利施設等の適切な安全管理 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助 【農林水産省】 農業水路等長寿命化・防災減災事業 【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金 【農林水産省】 多面的機能支払交付金	13	(6-1) 電力・燃料の長期にわたる供給停止	ライフライン事業者等の防災体制の強化/ライフライン事業者等との連携による緊急搬送体制の強化/非常用電源設備等の確保	14	(6-2) 上下水道等の長期にわたる供給停止	上下水道施設の耐震化等と給排水体制の構築/非常用電源装置の整備/老朽管路の更新/上下水道業務継続計画の適切な運用/復旧用備蓄材の確保	15	(6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	下水道業務継続計画の適切な運用/施設（管路）の維持管理・耐震化等/非常用電源装置の整備 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 防災、安全交付金 下水道事業 【環境省】 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）浄化槽設置整備事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	16	(6-4) 交通ネットワークの機能停止	道路・橋梁等の整備/長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修/緊急輸送体制の確保/道路修繕計画の策定/運行事業者の業務継続計画の作成促進 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助	17	(7-1) 市街地での大規模火災の発生	空き家等の撤去推進/住宅用火災警報器の適切な更新/消防車両・消防機器の年次の更新、維持管理/消防団等の活動強化 【総務省】 消防防災施設整備費補助金 【総務省】 緊急消防援助隊整備費補助金	18	(7-2) ダム、ため池、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生	砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理	19	(7-3) 危険物施設の緊急品供給の停止	危険物施設の緊急品供給の実施体制化/危険物貯蔵施設への立入検査の実施/緊急連絡体制の構築	20	(7-4) 農地・森林等の荒れによる被害の拡大	限伐や植林等の森林保護支援/農業水利施設の長寿命化計画の推進 【林野庁】 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 【農林水産省】 農村地域防災減災事業費補助 【農林水産省】 農業水利施設健全管理整備交付金 【農林水産省】 鳥獣害防止総合対策交付金	21	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りによる、復旧・復興が大規模に遅れる事象	災害廃棄物処理体制の整備/災害廃棄物の仮置場確保/災害廃棄物処理の効率化の推進	22	(8-2) 避難所等の復旧・復興を阻む人材等の不足により、復旧・復興が大規模に遅れる事象	道路・橋梁等の整備/道路修繕計画の策定/地元企業の業務継続計画作成の支援/建設関係技術者の人材確保	23	(8-3) 地域コミュニティの麻痺、治安の悪化等により復旧・復興が大規模に遅れる事象	高齢者住宅等の整備/地盤調査の推進/関係機関等との連携体制の確立/復興に向けた体制の構築/文化財に係る各種災害対策の支援 【国土交通省】 地盤調査費負担金 【国土交通省】 地盤整備推進費補助金 【文化庁】 国重要文化財等保存・活用事業費補助金 【文化庁】 国重要文化財等防災施設整備費補助金
リスクシナリオ（起きてはならない事態の事象）		リスクシナリオを回避するための施策（プログラム）																																																																								
1	(1-1) 大規模地震による建築物等の倒壊や火災による死者の発生	住宅・建築物の耐震化/避難所や災害対策拠点の耐震化/ライフライン関連施設の耐震化/個別避難計画の整備/木造住宅耐震診断事業の充実/再生可能エネルギー等の導入/自主防災組織活動の支援強化 【国土交通省】 学校施設耐震改修交付金 【厚生労働省】 社会福祉施設等整備費補助金 【厚生労働省】 保育所等整備交付金 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 公営住宅等ストック総合改善事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金																																																																								
2	(1-2) 大雪による地域交通、輸送ルートの分断、住宅・建築物等の破壊	消費設備の整備/消費設備の点検、調整、更新/道路・橋梁等の計画的な管理/除雪機動力の維持・強化/老朽空き家等の解体支援/燃料・食料品の円滑供給の強化 【国土交通省】 雪害地域道路整備事業 【国土交通省】 道路メンテナンス事業補助金 【国土交通省】 舗装修繕事業 【国土交通省】 除雪機械購入 【国土交通省】 空き家対策等総合支援事業																																																																								
3	(1-3) 異常気象等による広域かつ長期の都市圏等の断水	計画的な河川改修・増渾の実施/洪水ハザードマップの活用周知/災害時要配慮者避難支援体制の確立																																																																								
4	(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死者の発生	土砂災害警戒区域の対策の推進/土砂災害危険箇所の周知/砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理 【農林水産省】 治山事業																																																																								
5	(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生	情報伝達体制の強化/適正な避難行動の周知/災害時要配慮者避難支援の推進 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業） 【総務省】 放送ネットワーク整備支援事業費補助金																																																																								
6	(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止	施設の耐震化等と給排水体制の構築/非常用電源装置の整備/支援物資の調達・供給体制の構築/道路・橋梁等の整備/道路修繕計画の策定/備蓄品の確保 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助																																																																								
7	(2-2) 避難所の運営機能の低下、長期にわたり避難所生活を強いられる事象	指定避難所の備蓄品の整備/福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定/リアプリー化の推進/洋式便所や多目的トイレ設置の推進																																																																								
8	(2-3) 多岐かつ長期にわたる孤立集落等の閉鎖発生	緊急輸送道路の整備/狭い道路の整備/緊急用ヘリコプター着陸場の整備 【国土交通省】 防災、安全、狭い道路等整備促進事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金																																																																								
9	(2-4) 災害等による医療機能の麻痺や避難所等における感染、感染症の大規模発生	災害拠点病院の耐震化/緊急医療及び患者搬送等の体制強化/災害時石油類等の確保/薬物、衛生資材の確保/知得での医療体制の確保/緊急輸送体制の確保/避難所における感染症対策の推進/下水道施設の維持管理、耐震化/避難所等における衛生管理 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助																																																																								
10	(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大規模低下	業務継続体制の確保/災害対応力の向上/自主防災組織を中心とした避難訓練等の実施/自主防災組織における防災備蓄材の整備/防災資材取替の推進/受援体制の確保/防災拠点施設の非常用電源設備等の確保 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金																																																																								
11	(4-1) 電力供給停止等による情報伝達の麻痺・長期停止	防災情報の収集の機能強化/防災拠点施設の多機能化等の確保/防災行政無線等による避難情報等の伝達 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業）																																																																								
12	(5-1) 人材・資力の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事象	事業所の耐震化・業務継続計画の策定/インフラの災害対策/農地・農業水利施設等の適切な安全管理 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助 【農林水産省】 農業水路等長寿命化・防災減災事業 【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金 【農林水産省】 多面的機能支払交付金																																																																								
13	(6-1) 電力・燃料の長期にわたる供給停止	ライフライン事業者等の防災体制の強化/ライフライン事業者等との連携による緊急搬送体制の強化/非常用電源設備等の確保																																																																								
14	(6-2) 上下水道等の長期にわたる供給停止	上下水道施設の耐震化等と給排水体制の構築/非常用電源装置の整備/老朽管路の更新/上下水道業務継続計画の適切な運用/復旧用備蓄材の確保																																																																								
15	(6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	下水道業務継続計画の適切な運用/施設（管路）の維持管理・耐震化等/非常用電源装置の整備 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金 防災、安全交付金 下水道事業 【環境省】 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）浄化槽設置整備事業 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金																																																																								
16	(6-4) 交通ネットワークの機能停止	道路・橋梁等の整備/長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修/緊急輸送体制の確保/道路修繕計画の策定/運行事業者の業務継続計画の作成促進 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全、交付金、道路事業費補助																																																																								
17	(7-1) 市街地での大規模火災の発生	空き家等の撤去推進/住宅用火災警報器の適切な更新/消防車両・消防機器の年次の更新、維持管理/消防団等の活動強化 【総務省】 消防防災施設整備費補助金 【総務省】 緊急消防援助隊整備費補助金																																																																								
18	(7-2) ダム、ため池、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生	砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理																																																																								
19	(7-3) 危険物施設の緊急品供給の停止	危険物施設の緊急品供給の実施体制化/危険物貯蔵施設への立入検査の実施/緊急連絡体制の構築																																																																								
20	(7-4) 農地・森林等の荒れによる被害の拡大	限伐や植林等の森林保護支援/農業水利施設の長寿命化計画の推進 【林野庁】 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 【農林水産省】 農村地域防災減災事業費補助 【農林水産省】 農業水利施設健全管理整備交付金 【農林水産省】 鳥獣害防止総合対策交付金																																																																								
21	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りによる、復旧・復興が大規模に遅れる事象	災害廃棄物処理体制の整備/災害廃棄物の仮置場確保/災害廃棄物処理の効率化の推進																																																																								
22	(8-2) 避難所等の復旧・復興を阻む人材等の不足により、復旧・復興が大規模に遅れる事象	道路・橋梁等の整備/道路修繕計画の策定/地元企業の業務継続計画作成の支援/建設関係技術者の人材確保																																																																								
23	(8-3) 地域コミュニティの麻痺、治安の悪化等により復旧・復興が大規模に遅れる事象	高齢者住宅等の整備/地盤調査の推進/関係機関等との連携体制の確立/復興に向けた体制の構築/文化財に係る各種災害対策の支援 【国土交通省】 地盤調査費負担金 【国土交通省】 地盤整備推進費補助金 【文化庁】 国重要文化財等保存・活用事業費補助金 【文化庁】 国重要文化財等防災施設整備費補助金																																																																								

(7) 永平寺町都市計画マスタープラン

<p>■策定年月</p>	<p>令和4年6月</p>
<p>■計画の目的</p> <p>本計画は、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、永平寺町総合振興計画などを踏まえて、永平寺町における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定め町における都市づくりの総合的な指針とすることを目的としています。</p>	
<p>■計画の期間</p>	
<p>2022年から2041年の約20年間（10年後の2031年に中間見直し）</p>	
<p>■将来都市像</p>	
<p>心ふれあい 人つながる 「住み続けたい」 緑のまち</p>	
<p>■基本目標</p>	
<p>目標1 活力とにぎわいを創出する多様な拠点の形成</p> <p>目標2 交流を支える軸の形成</p> <p>目標3 快適で暮らしやすい質の高い市街地の形成</p> <p>目標4 豊かな自然環境との共生</p>	
<p>■将来都市構造</p>	
<div style="text-align: center;"> <p>将来都市構造図（目標年次：2040年）</p> </div>	

第1章 雪対策の現状等

1-1. 永平寺町の概況

(1) 自然的条件

1) 位置、地勢

永平寺町（以下「本町」と言います。）は、福井平野の東端に位置し、東は勝山市、西は福井市、北は坂井市に接しています。

東西約15.5km、南北約10.5km、総面積94.43km²であり、町内には県内最大の一級河川「九頭竜川」が中央を流れています。

九頭竜川と並行して国道416号とえちぜん鉄道が走っており、西部には北陸自動車道が通るとともに福井北ICが近くに位置しています。

また中部縦貫自動車道の整備も進められ、交通の要衝となっています。

曹洞宗大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群など多くの歴史的資源のほかにも、福井大学医学部や福井県立大学などの学術研究機関も立地し、学園のまちとしての先進性も備えています。



図. 本町の位置

2) 気象

本町の山王地区における2014年から2024年の累積降雪量と最大積雪深を見ると、年によりばらつきがある中、2014(平成2)年度、2017(平成29)年度、2020(令和2)年度が他の年度に比べともに多く(深く)なっています。

平成30年豪雪及び令和3年豪雪の影響や山王地区という立地特性が関係しているものと考えられます。

また、同じく当該年度の11月～3月の平均気温を見ると、おおむね3℃～5℃となっています。

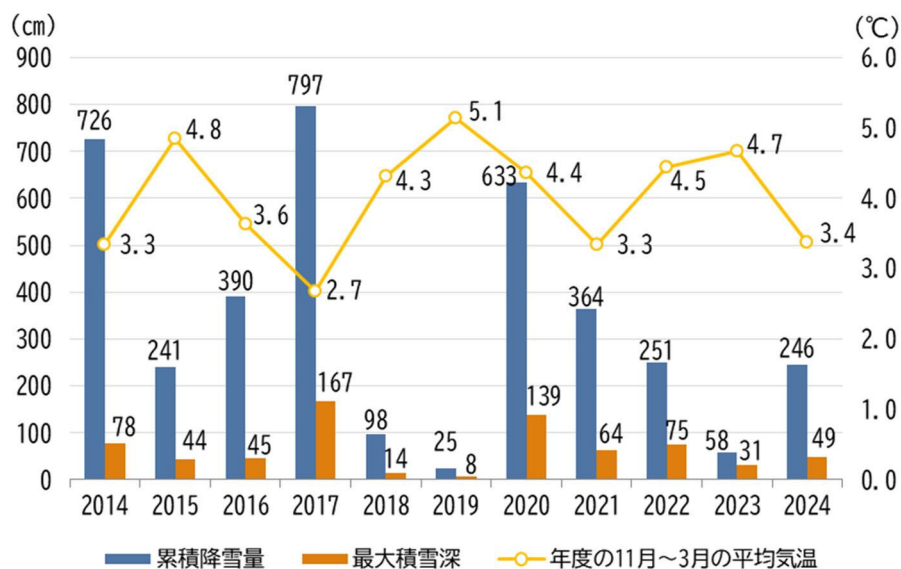


図. 本町(山王地区)の累積降雪量・最大積雪深、平均気温の推移

[資料: 永平寺町防災安全課]

1-2. 人口

(1) 人口の推移と長期的な見通し

国勢調査による本町の人口は、平成12(2000)年をピークに減少しており、令和2(2020)年では18,965人となっています。

また将来の人口推計結果を見ても、減少傾向は継続し、25年後の令和32(2050)年には約3割減少し13,325人になると推計されています。

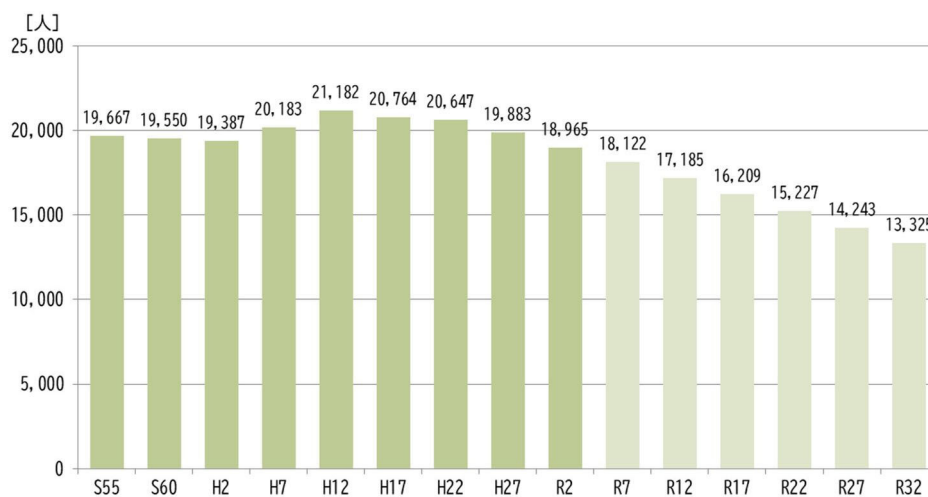


図. 人口の推移と長期的な見通し

[資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所]

(2) 年齢3区分別人口

本町の年齢3区分別人口は、生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(0~14歳)がともに減少し続けている一方で、高齢人口(65歳以上)は増加しており、少子化と高齢化が同時に進んでいます。

将来的にもおおむねその傾向は継続し、相対的に高齢者の占める割合が大きくなり、令和32(2050)年には高齢化率が約4割近くになると推計されます。

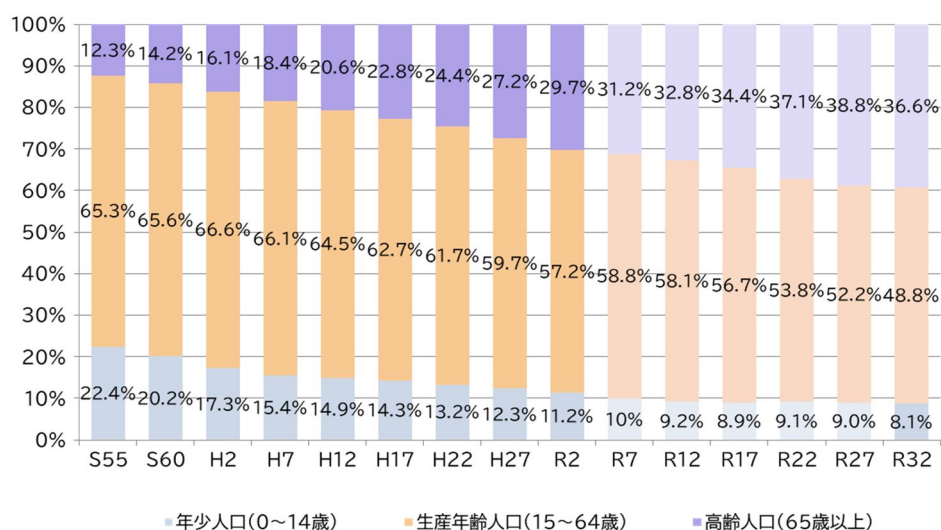


図. 年齢3区分別人口の推移と見通し

[資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所]

(3) 年齢別人口

令和7(2025)年8月時点における本町の年齢別人口を見ると、ピラミッドの上部(高齢層)が膨らみ、若年層が細くなっている「壺型」や「逆ピラミッド型」に近くなっています。

0~14歳の層が相対的に少なく、特に10代後半~20代前半の層が都市部(福井市・金沢市・関西圏など)へ進学・就職で流出していることが大きな要因と考えられます。

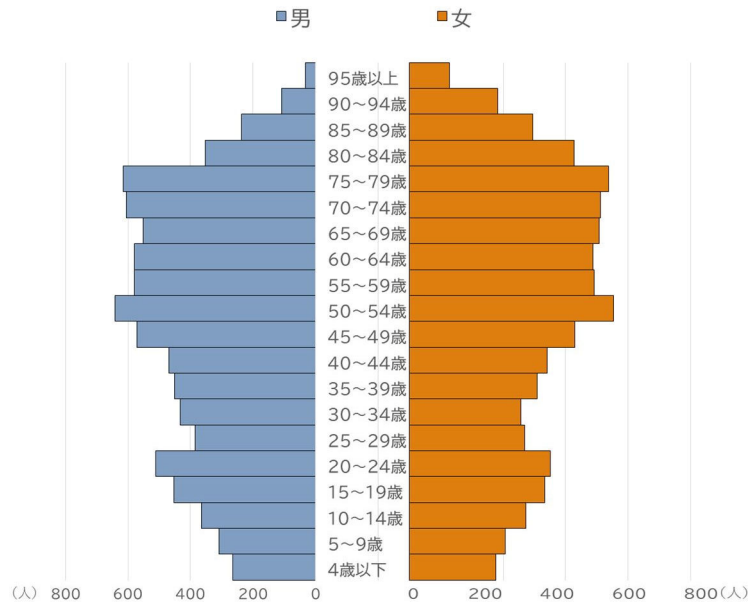


図. 年齢別人口

[資料：住民基本台帳(令和7年8月時点)]

(4) 地区別人口・世帯数

令和7(2025)年8月時点における本町の地区別人口・世帯数を見ると、ともに松岡地区が最も多く、人口・世帯数ともに町全体の約6割近くを占めています。

次いで永平寺地区が人口が約28%、世帯数が約27%となっており、最も少ないのが上志比地区で人口が約15%、世帯数が約14%となっています。

松岡地区への人口集中が顕著となっています。

表. 地区別人口・世帯

地区	人口(人)	構成比	世帯数(世帯)	構成比
松岡地区	9,959	56.9%	3,922	58.8%
永平寺地区	4,879	27.9%	1,799	27.0%
上志比地区	2,652	15.2%	949	14.2%
計	17,490	100.0%	6,670	100.0%

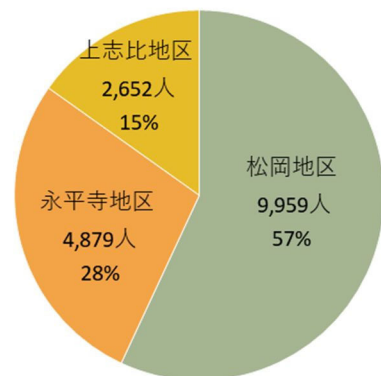


図. 地区別人口構成比

[資料：住民基本台帳(令和7年8月時点)]

(5) 要援護世帯（標本調査）

本方針検討に際し実施した「永平寺町地域安全克雪方針町民意識調査」より、非克雪住宅に住む高齢者のみ世帯など、いわゆる克雪に対する要援護世帯数を把握しました。

下表に示すように、各世代の中で、単身・夫婦のみの世帯を抽出し、それと克雪住宅か否かを聞いた設問とクロス集計した結果からは、60歳以上の高齢者単身・夫婦のみ世帯で非克雪住宅の世帯＝要援護世帯は201世帯あり、全世帯に占める割合は約64%に及びます。

一方融雪式住宅等の克雪住宅に住む60歳以上の単身・夫婦のみの世帯は、全体の約26%となっています。

若い世代に比べ要援護世帯の方が、克雪住宅である数が多くなっているものの、全体的には要援護世帯における雪対策が脆弱な状況です。

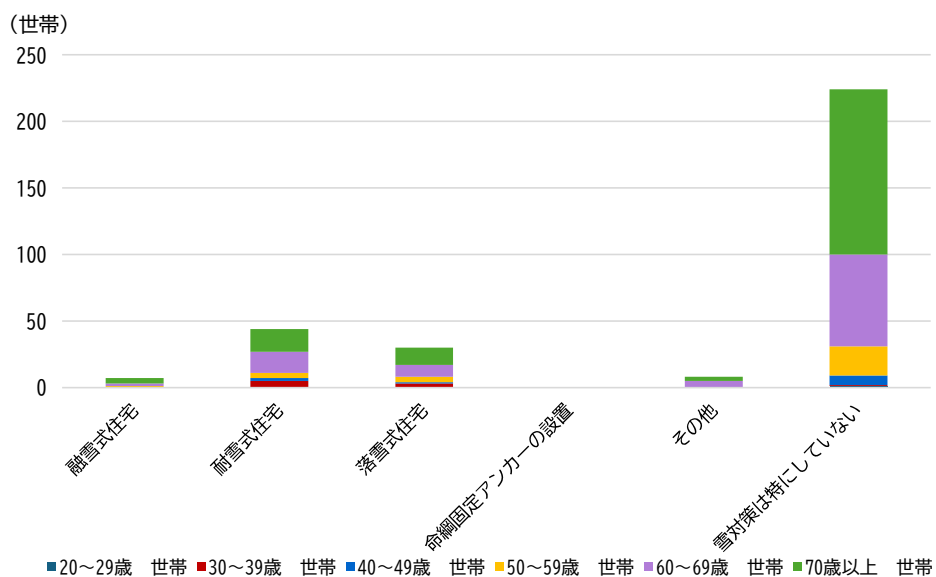


図. 年齢区分別単身・夫婦のみ世帯の克雪住宅等の対策状況

表. 年齢区分別単身・夫婦のみ世帯の克雪住宅等の対策状況

年齢区分	単身・夫婦のみの世帯						計
	克雪住宅			非克雪住宅			
	融雪式住宅	耐雪式住宅	落雪式住宅	命綱固定アンカーの設置	その他	雪対策は特にしていない	
20~29歳	0	0	0	0	0	1	1
30~39歳	0	5	3	0	0	1	9
40~49歳	0	2	1	0	0	7	10
50~59歳	1	4	4	0	0	22	31
60~69歳	2	16	9	0	5	69	101
70歳以上	4	17	13	0	3	124	161
高齢者（60歳以上）	6		33	22	0	8	193
	克雪住宅計			81	非克雪住宅計		201
	割合			25.9%	割合		64.2%
各世帯合計	7	44	30	0	8	224	313

[資料：永平寺町克雪に係るアンケート調査]

1-3. 雪に関する現状

(1) 降雪災害

年間の降雪量は地域的な差はありますが、例年かなりの積雪が見られ、度々大雪・豪雪に見舞われ、その度に人的被害や建物の被害が発生しています。

近年では平成30(2018)年豪雪、令和3(2021)年豪雪による被害が記憶に新しいところです。

表. 平成30年大雪災害の状況

	発生地区	月日	男女別年齢	傷病程度	状況
人的被害	谷口	2月6日	71歳男性	軽症	交通停滞中の救急搬送
	栗住波	2月7日	75歳女性	軽症	除雪作業中の負傷
	松岡末政	2月11日	44歳男性	中等症	屋根雪下ろし中に転落
	上浄法寺	2月14日	80歳女性	軽症	落雪による負傷
	松岡室	2月18日	79歳男性	死亡	屋根雪下ろし中に転落
	発生地区	月日	状況		
建物被害	松岡春日2	2月7日	織物工場の一部が雪の重みで倒壊したもの		
	花谷	2月12日	車庫が雪の重みで倒壊したもの(一人暮らし宅)		
	東古市	2月15日	小屋が雪の重みで倒壊したもの(一人暮らし宅)		

[資料：平成30年豪雪災害の記録(永平寺町雪害対策本部)]

表. 令和3年大雪災害の状況

	発生地区	月日	男女別年齢	傷病程度	状況
人的被害	鳴鹿山鹿	1月9日	67歳男性	軽症	除雪作業中の負傷
	松岡領家	1月9日	0歳男性	軽症	高速道路で渋滞中の救急搬送
	松岡上合月	1月10日	62歳女性	軽症	除雪作業中の負傷
	松岡春日3	1月11日	8歳女性	中等症	転落による負傷
	松岡神明3	1月15日	69歳男性	中等症	転倒による負傷
	花谷	1月15日	93歳女性	軽症	転倒による負傷
	松岡松ヶ原2	1月21日	42歳男性	軽症	転倒による負傷
	発生地区	月日	状況		
建物被害	東古市	1月11日	積雪によるカーポート倒壊		
	松岡末政	1月11日	積雪によるカーポート倒壊		
	松岡志比堺	1月11日	積雪による空き工場の一部が倒壊		

[資料：令和3年大雪災害の記録(永平寺町雪害対策本部)]

表. 福井県内の被害状況

	人的被害				住宅被害				
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
平成18年豪雪	14	0	36	126	1	2	46	0	2
平成30年豪雪	12	0	26	95	1	5	438	0	7
令和3年豪雪	6	0		91	2	1	61	2	14

[資料：永平寺町地域防災計画]

(2) 人的被害

1) 年代別人的被害件数

本町の平成28(2016)年度から令和7(2025)年度にかけての人的被害の推移を見ると、町全体の累計は33名となっています。

年ごとに見ると、最も多いのは令和3(2021)年度が8名と最も多く、次いで平成30(2018)年度、と令和7(2025)年度が6名となっており、平成30年豪雪、令和3年豪雪が大きく影響しているものと考えられます。

年代別に見ると、80代以上が13名と最も多くなっているほか、60代、70代も7名と他の年代に比べ多くなっており、60代以上の被害者数が全体の8割以上を占めています。

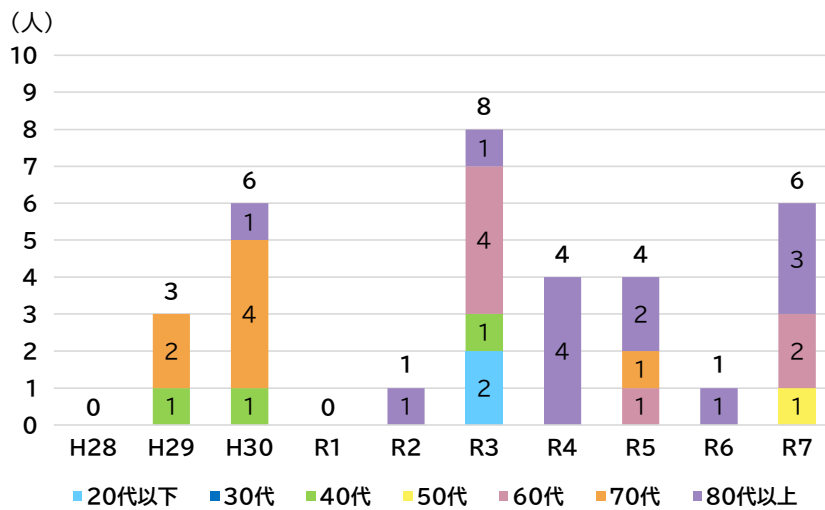


図. 人的被害の年次別件数

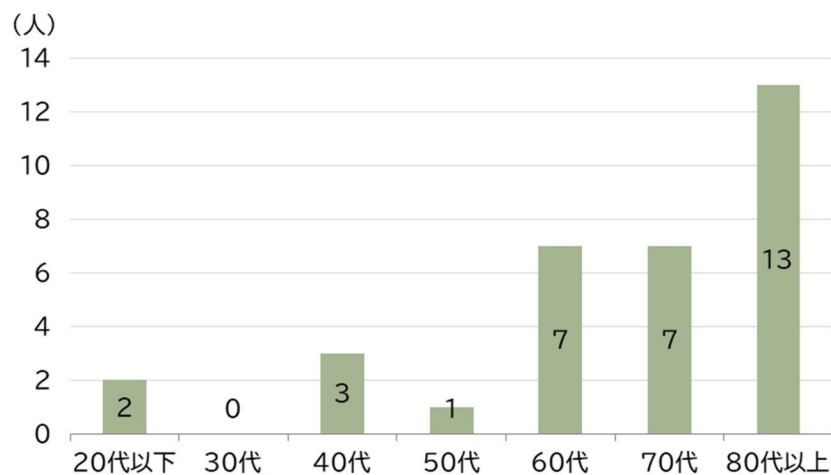


図. 年代別人的被害 (H28~R7累計)

[資料：永平寺町防災安全課]

2) 人的被害の内容

本町の平成29(2017)年から令和7(2025)年にかけての人的被害の内容を見ると、腰痛やめまいなど「除雪作業による体調不良」が最も多く全体の24%となっています。

次いで、「日常生活・雪遊び中の転倒・転落」が21%、「雪下ろし中の転落」が18%となっています。

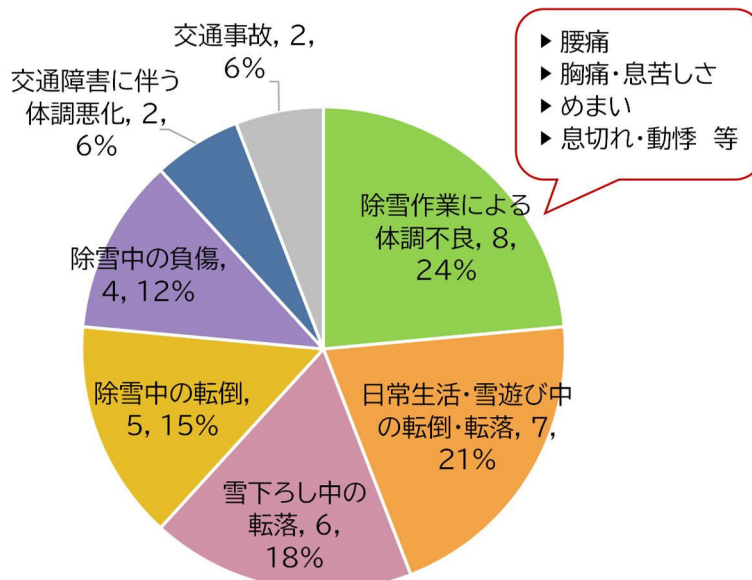


図. 人的被害の内容

[資料：永平寺町防災安全課]

(3) 克雪住宅等

1) 克雪住宅及び非克雪住宅戸数等（標本調査）

本方針検討に際し実施した「永平寺町地域安全克雪方針町民意識調査」より、克雪住宅戸数（率）及び非克雪住宅戸数（率）を把握しました。

標本数（回答者数）1,035件のうち、克雪住宅は全体の約28%、非克雪住宅は全体の約74%となっており、非克雪住宅率の高さが目立っています。

また、雪下ろし時の安全確保に有効な命綱固定アンカーを設置している住宅の割合は、全体のわずか0.8%、非克雪住宅に対しては約1.0%と非常に低い値となっています。

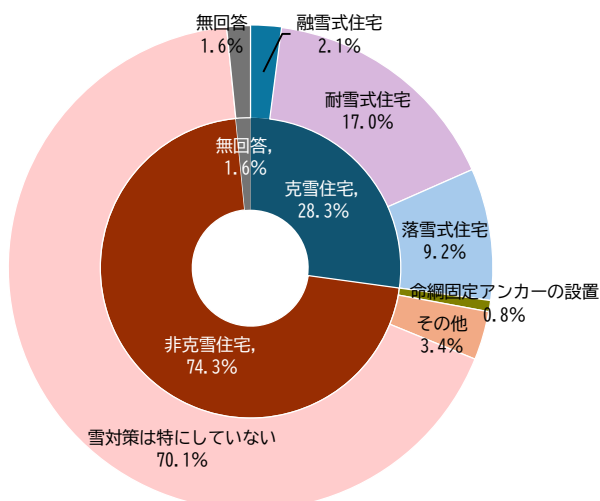


図. 克雪住宅、非克雪住宅率

表. 克雪住宅、非克雪住宅率

区 分	戸数（戸）	割 合
克雪住宅	293	28.3%
融雪式住宅	22	2.1%
耐雪式住宅	176	17.0%
落雪式住宅	95	9.2%
非克雪住宅	769	74.3%
命綱固定アンカーの設置	8	(対全体) 0.8% (対非克雪住宅) 1.0%
その他	35	3.4%
雪対策は特にしていない	726	70.1%
無回答	17	1.6%

※複数回答可としており、全回答数は1,079件であるが、割合はアンケート回答者数の1,035人を分母として算出しているため合計が100%にならない。

[資料：永平寺町克雪に係るアンケート調査]

(4) 除排雪に係る支援等

1) 「永平寺町道路除排雪作業用燃料支給」

本町では、町内において自主的に除排雪作業を行う団体に対し、その活動上必要な燃料を支給することにより、除雪作業の一層の促進及び充実を図っています。

当該制度による燃料費補助金の推移を見ると、令和4年度以降増加傾向にあり、令和6(2024)年度には約34万円と最も高くなっています。

件数について、令和4年(2022)年度は補助金額は小さいですが、活用件数が急増し、令和6(2024)年度には補助金額と同様に最も多くなっています。

また、地区別の制度活用回数(累計平均)を見ると永平寺地区が3.6回と最も多く、上志比地区は3.1回、松岡地区は2.3回となっています。

永平寺地区では山、諏訪間、東古市など、上志比地区では藤巻、牧福島、野中、松岡地区では春日2丁目、西野中、上合月などで特に多くなっています。

表. 「永平寺町道路除排雪作業用燃料支給」の概要

支給対象者	・町内会、自主防災組織などの、町内で活動を行う営利を目的としない団体(原則として1町内会あたり1団体)
支給の対象区域	・生活道路や歩道、防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積所、集落センターなど(私道、個人所有敷地については対象外)
支給の対象期間	・当該年度の12月1日から翌年の3月31日まで
燃料の種類及び支給量	・ガソリン又は軽油 ・単年度において1団体当たり合計200リットルを限度

[資料: 「永平寺町道路除排雪作業用燃料支給要綱」]

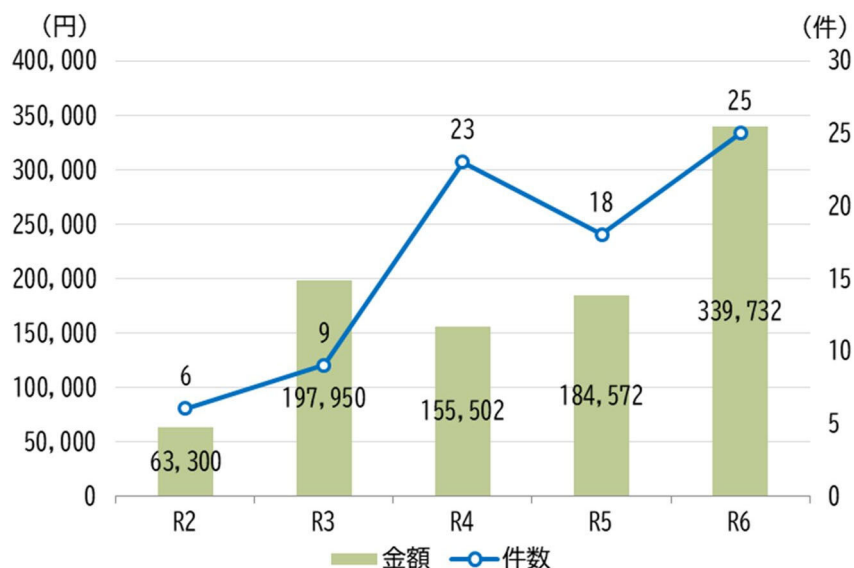


図. 燃料費補助金・件数の推移

[資料: 永平寺町防災安全課]

2) 「永平寺町雪下ろし支援事業」

本町では、一人暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯で、自力で屋根の除雪が困難な世帯を地域で支える支援体制として、個人が業者に屋根雪下ろしを依頼した場合や、区民の方の支援により実施した場合、経費の一部を助成しています。

当該事業の活用状況を見ると、令和3年豪雪の際の令和2年度が突出して多くなっていますが、それ以降の活用件数は少ない状況です。

表. 「永平寺町雪下ろし支援事業」の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 から 4 の全てに該当し、かつ 5 の (ア) ~ (オ) のいずれかに該当する世帯 1. 町内に住所を有する 2. 自力で住宅の屋根雪下ろしが困難 3. 町民税非課税世帯 4. 町内及び近隣市町に子や親族がない 5. (ア) 65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 <li style="padding-left: 20px;">(イ) 65歳以上の高齢者夫婦世帯 <li style="padding-left: 20px;">(ウ) 夫婦2人暮らしでどちらかが70歳以上の世帯 <li style="padding-left: 20px;">(エ) 一人暮らし身体障害者世帯 <li style="padding-left: 20px;">(オ) (ア) ~ (エ) に準じ、特に必要と認められる世帯
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪に要した金額と次に掲げる基準額とを比較して少ない金額を補助 (2回/1冬期間を限度) ・ 1世帯当たり1回につき、上限1万1千円まで

[資料：一人暮らし高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援について (福祉保健課)]

表. 「永平寺町雪下ろし支援事業」の活用状況

年 度	活用件数 (件)	交付金額 (円)
令和2 (2020) 年度	21	231,000
令和3 (2021) 年度	0	0
令和4 (2022) 年度	2	22,000
令和5 (2023) 年度	0	0
令和6 (2024) 年度	4	44,000

[資料：永平寺町防災安全課]

3) 「永平寺道路除排雪機械整備費補助金」

本町の道路除排雪機械整備費補助金の交付状況を見ると、年度によりばらつきが見られる中、令和3年豪雪の影響から、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度が他の年度に比べ件数、補助金額とも多くなっています。

表. 「永平寺町道路除排雪機械整備費補助金」の概要

対象	・除雪協力企業（永平寺町と道路除排雪業務委託契約を締結し、町道の除排雪を行う企業）が行う道路除排雪機械の購入費
補助率 ・金額	・対象経費（下取機械がある場合は、売却額を差し引いた額とする。）の1/3以内 ・300万円/台
補助要件	①補助事業の完了の年度の末日から起算して10年を経過する日までの間は、補助対象道路除排雪機械により道路除排雪業務委託契約を締結し、町道の除排雪を行うこと。 ②国税及び町税を完納していること。

[資料：永平寺町道路除排雪機械整備補助金交付要綱]

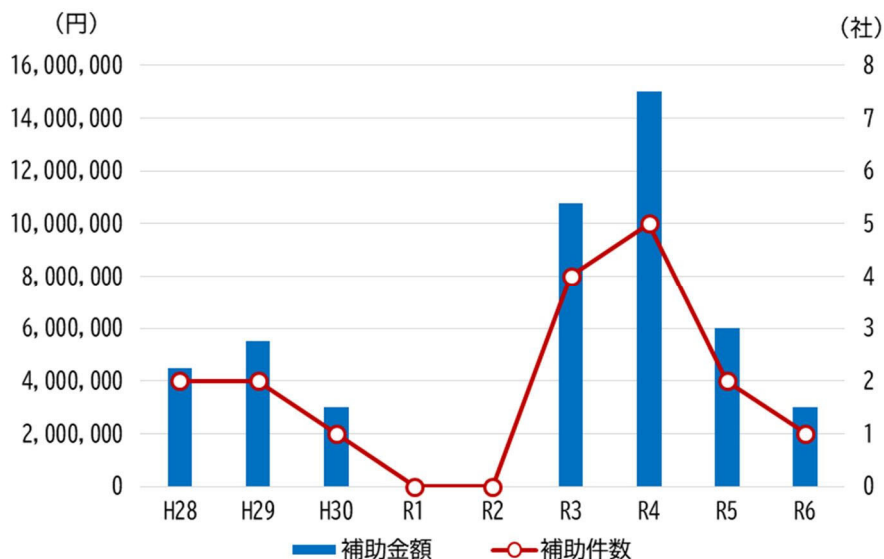


図. 補助金額、補助件数の推移

表. 補助金額、補助件数の推移

年度	補助件数	補助金額 (円)
H28 (2016)	2	4,480,000
H29 (2017)	2	5,500,000
H30 (2018)	1	3,000,000
R1 (2019)	0	0
R2 (2020)	0	0
R3 (2021)	4	10,778,000
R4 (2022)	5	15,000,000
R5 (2023)	2	6,000,000
R6 (2024)	1	3,000,000

[資料：永平寺町防災安全課]

4) 「永平寺町除雪免許取得費補助金」

御陵地区において令和3年豪雪を機に発足された「御陵地区除雪支援協議会」に対し、町では除雪ドーザの冬期貸出やその燃料代の補助を行っています。

また、その除雪ドーザ運転について、未取得の協議会メンバーが取得する際の費用の補助を行っています。

表. 「永平寺町除雪免許取得費補助金」の活用状況

年度	人数	補助金 (円)
R4 (2022) 年度	2名	151,000
R6 (2024) 年度	1名	72,000

[資料：永平寺町防災安全課]

(5) 除雪費等の行政コスト

1) 委託料等

平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの本町における除雪に係る委託料等の経費の推移を見ると、年度によりばらつきが見られますが、平均して約1.5億円の経費がかかっています。

内訳を見ると、平成30(2018)年度、平成31(2019)年度を除き委託費が全体の多くの割合を占めています。

その他、近年では機械借用経費（リース代）、機械修繕料、消雪工（電気代）が多くの割合を占めています。

年度別では、平成29(2017)年度と令和2(2020)年度の除雪に係る費用が他の年度に比べ多くなっており、平成30年及び令和3年豪雪が影響しているものと考えられます。

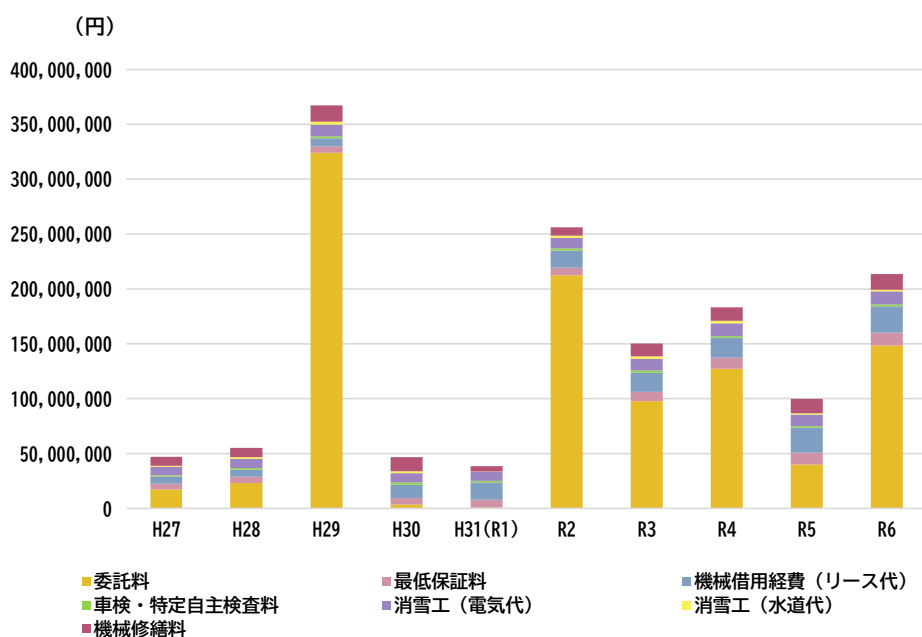


図. 除雪に係る経費

[資料：永平寺町防災安全課]

表. 除雪に係る経費

単位：円

内 訳	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
委託料	17,302,680	23,123,880	324,128,520	3,662,280	1,100,000
最低保証料	5,181,840	5,822,280	5,668,920	5,691,600	6,879,400
機械借用経費（リース代）	6,470,100	6,451,200	7,581,600	12,117,600	15,747,600
車検・特定自主検査料	1,108,358	1,407,007	1,414,800	2,296,642	1,504,800
消雪工（電気代）	8,012,964	8,561,669	11,107,477	8,310,070	8,197,288
消雪工（水道代）	782,764	1,443,374	2,472,160	1,880,736	254,200
機械修繕料	8,253,626	8,468,757	14,976,832	12,999,186	4,840,011
合 計	47,112,332	55,278,167	367,350,309	46,958,114	38,523,299

内 訳	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
委託料	212,402,300	97,799,900	127,221,763	40,178,141	148,680,905
最低保証料	7,124,700	8,516,200	10,425,800	10,733,800	11,586,300
機械借用経費（リース代）	15,417,000	17,636,400	17,858,000	22,660,000	23,760,000
車検・特定自主検査料	1,965,150	1,681,900	1,476,200	1,434,850	1,848,000
消雪工（電気代）	9,696,506	10,524,929	11,643,711	10,425,421	11,787,004
消雪工（水道代）	1,949,396	2,598,244	2,328,766	1,249,972	1,621,708
機械修繕料	7,594,687	11,496,228	12,299,314	13,204,810	14,113,018
合 計	256,149,739	150,253,801	183,253,554	99,886,994	213,396,935

[資料：永平寺町防災安全課]

2) 除雪車購入費

平成27(2015)年度から令和5(2023)年度までの本町における除雪車購入費の推移を見ると、平成27(2015)年度にロータリー除雪車（1.5m級）の購入費が最も高く、次いで令和4(2022)年度の除雪ドーザ8t級、手押し除雪機（745mm幅）の購入費が高くなっています。

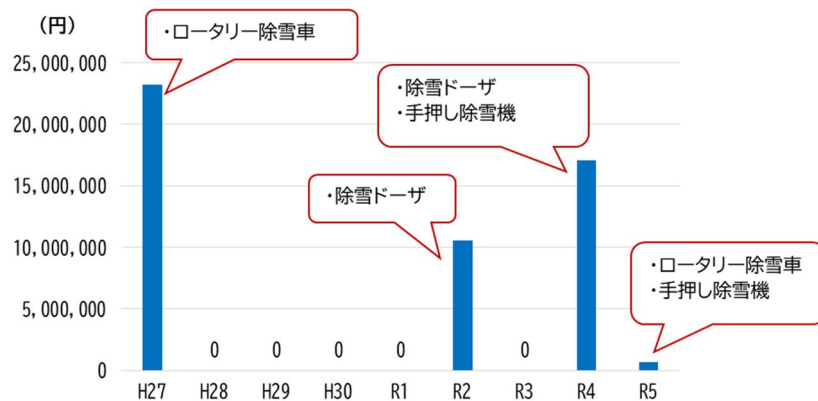


図. 除雪車購入費の推移

[資料：永平寺町防災安全課]

3) 保険、燃料費

平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの本町における除雪車に係る保険、燃料費の推移を見ると、自動車保険料は40万円/年～50万円/年程度の経費がかかっています。

燃料費は、平成29(2017)年度が突出しているほか、令和2(2020)年度も比較的高くなっており、平成30年豪雪及び令和3年豪雪の影響が出ているものと推察されます。

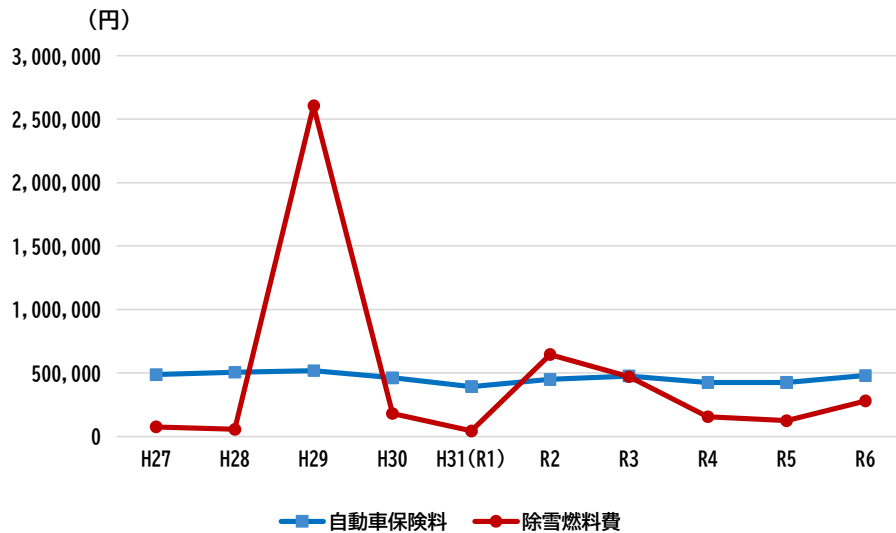


図. 保険、燃料費の推移

[資料：永平寺町防災安全課]

(6) 自主防災組織・排除雪体制

1) 自主防災組織数

本町における自主防災組織は、町内全集落に計89組織が設置されており、各集落において地震、水害、土砂災害、雪害等、災害全般に対して活動しています。

また、自主防災組織連絡協議会も8組織設置されています。

2) 除雪事業者

本町に立地する除雪事業者は計39事業となっています。

第2章 克雪に関する町民意識調査等

2-1. アンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「永平寺町地域安全克雪方針」策定にあたり、町民の皆様は雪による被害や除排雪に関する現状・意向を伺い、方針を検討するための一助とすることを目的として実施しました。

(2) 調査の方法と回収率等

1) 調査の方法

永平寺町に在住の満18歳以上の町民から2,000人を無作為に抽出し、郵送による配布・回収により、調査を実施しました。

2) 調査の期間

令和7年9月から10月（配布・回収・集計・分析）

3) 回収率

配布数	回収数	回収率
2,000	1,035	51.8%

(3) 主な調査項目

主に下記に示す項目について、全26問の設問で調査を実施しました。

1. あなたご自身について【年齢、居住地区】
2. お住まいの状況について【家族構成、所有形態、構造、階数、雪対策】
3. 除排雪について【除排雪の主体、除排雪時の人数、除排雪する人の年齢、外部への依頼、業者費用、頻度、場所、危険度、危険原因、配慮事項等】
4. 今後の除排雪に関する考え方について【ルールの必要性、必要なルール項目、除排雪をすべき主体、支援制度の利用有無、必要な支援】
5. 自由回答

※アンケート結果の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、百分率の合計が「100.0」にならない場合があります。

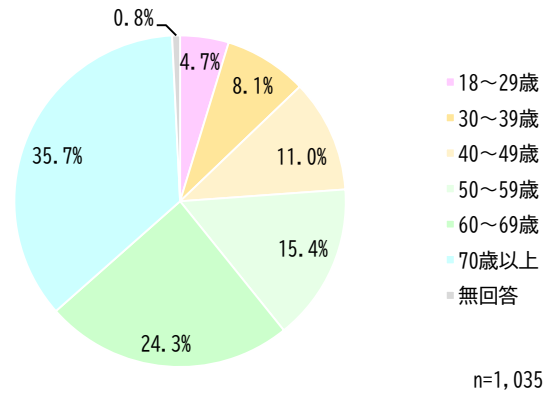
(4) 調査結果の概要

1) 単純集計

①年齢

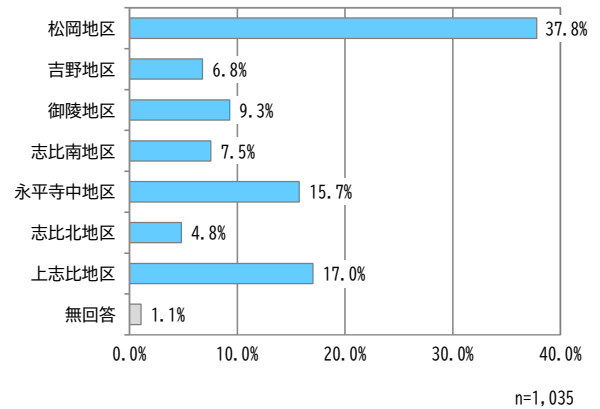
「70歳以上」が35.7%と最も高く、次いで「60～69歳」が24.3%、「50～59歳」が15.4%となっており、年齢が高いほど、その割合が高くなっています。

60歳以上の高齢者が全体の6割近くを占めています。



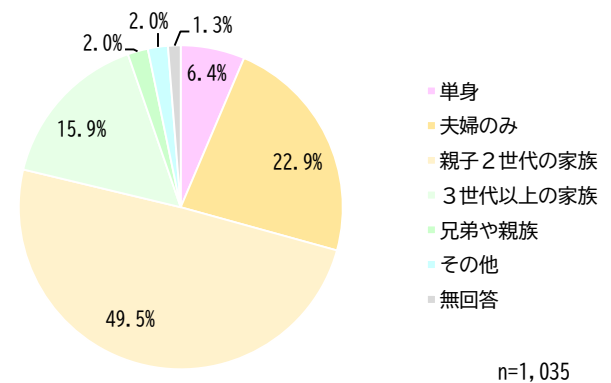
②居住地区

「松岡地区」が37.8%と最も多く、次いで「上志比地区」が17.0%、「永平寺中地区」が15.7%などとなっています。



③家族構成

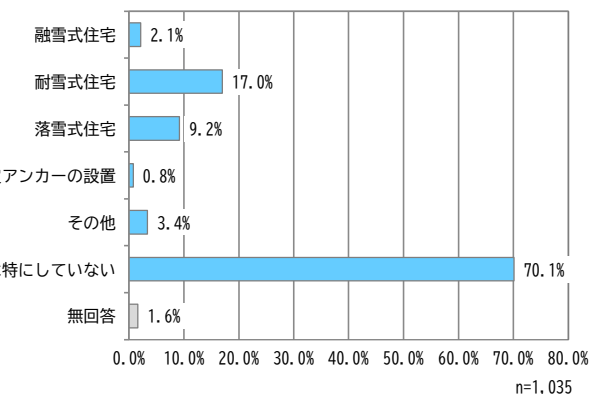
「親子2世代の家族」が49.5%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が22.9%、「3世代以上の家族」が15.9%となっています。



④住宅の雪対策

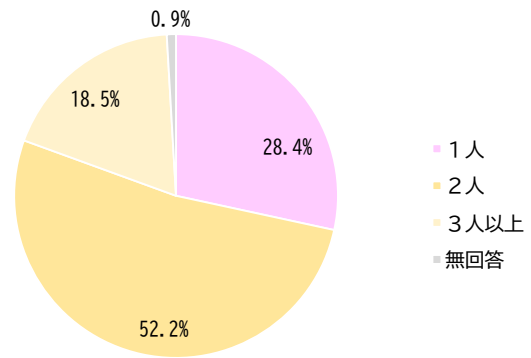
「雪対策は特にしていない」が70.1%と最も多く、次いで「融雪式住宅」が17.0%、「落雪式住宅」が9.2%となっています。

「命綱固定アンカーの設置」はわずか0.8%となっています。



⑤除排雪を行う人数

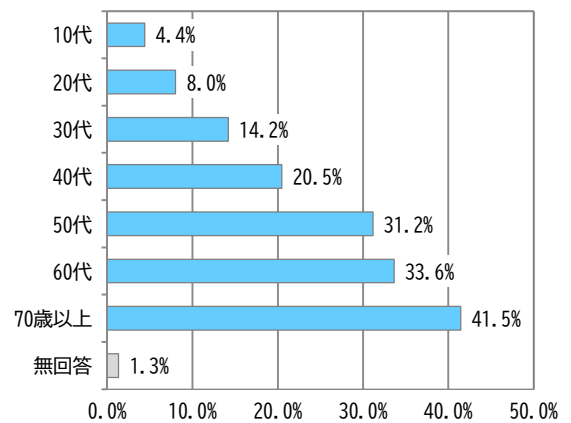
「2人」が52.2%と最も多く、次いで「1人」が28.4%、「3人以上」が18.5%となっています。



n=972

⑥除排雪を行う方の年齢

除排雪を家族で行っている方で、「70歳以上」が41.5%と最も多く、次いで「60代」が33.6%、「50代」が31.2%となっています。年齢が高いほどその割合が高くなっており、高齢者の割合が非常に多くなっています。



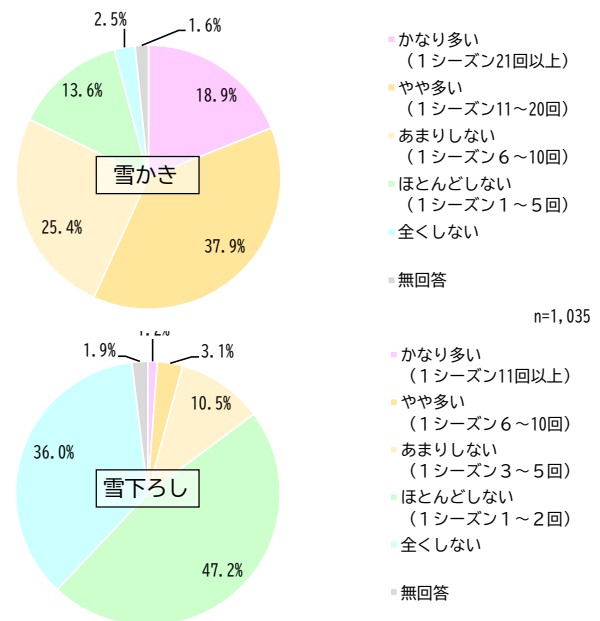
n=972

⑦雪かき、雪下ろしの頻度

雪かきについては、「やや多い（1シーズン11～20回）」が37.9%と最も多く、次いで「あまりしない（1シーズン6～10回）」が25.4%、「かなり多い」が18.9%となっています。

雪下ろしについては、「ほとんどしない（1シーズン1～2回）」が47.2%と最も多く、次いで「全くしない」が36.0%、「あまりしない（1シーズン3～5回）」が10.5%となっています。

雪かきに比べ、雪下ろしの頻度は少ないことが分かります。



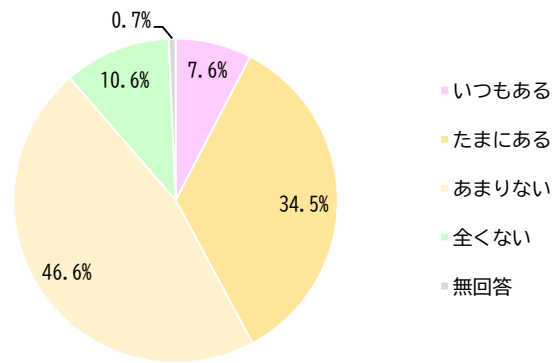
n=1,035

n=1,035

⑧除排雪時の危険経験

「あまりない」が46.6%と最も多く、次いで「たまにある」が34.5%、「全くない」が10.6%、「いつもある」が7.6%となっています。

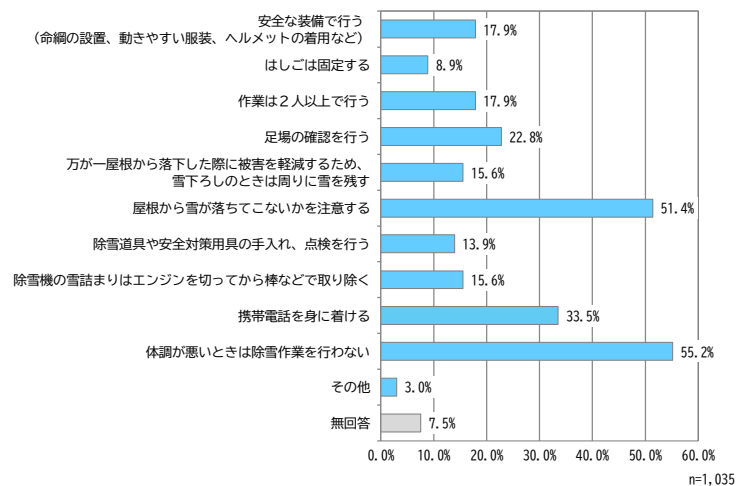
「たまにある」も含め、除排雪時に危険を感じたことがある回答者が約4割いることが分かります。



n=1,035

⑨除排雪時の配慮事項

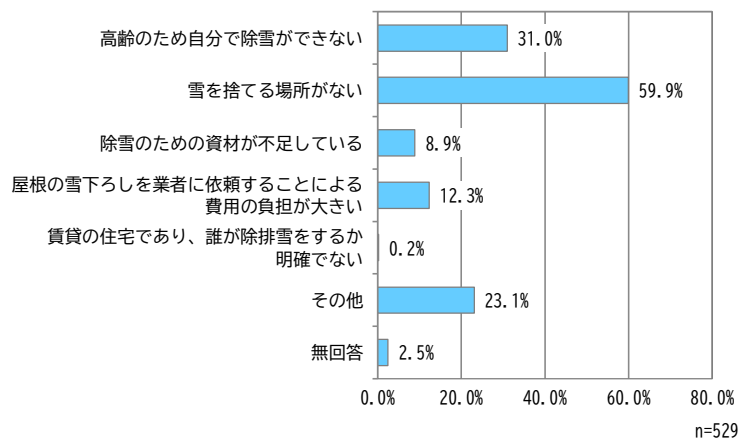
「体調が悪いときは除雪作業を行わない」が55.2%と最も多く、次いで「屋根から雪が落ちてこないかを注意する」が51.4%、「携帯電話を身に着ける」が33.5%となっています。



n=1,035

⑩除排雪時の困りごと

除排雪時に困っている方の困りごとは、「雪を捨てる場所がない」が59.9%と最も多く、次いで「高齢のため自分で除雪できない」が31.0%となっています。

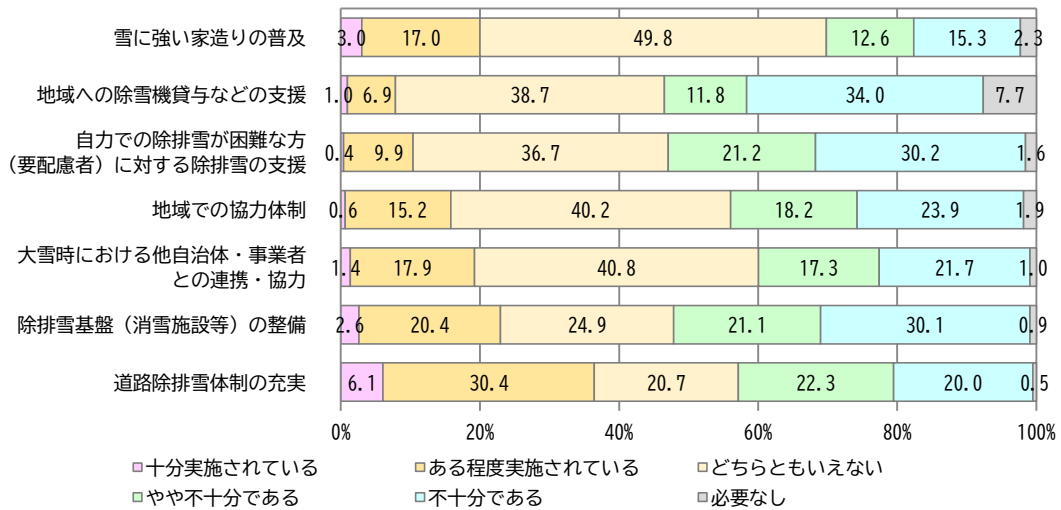


n=529

⑪除排雪対策の満足度

「十分実施されている」と「ある程度実施されている」の回答を合わせた結果、除排雪対策の満足度が高いのは、「道路除排雪体制の充実」や「除排雪基盤（消雪施設等）の整備」、「雪に強い家造りの普及」となっています。

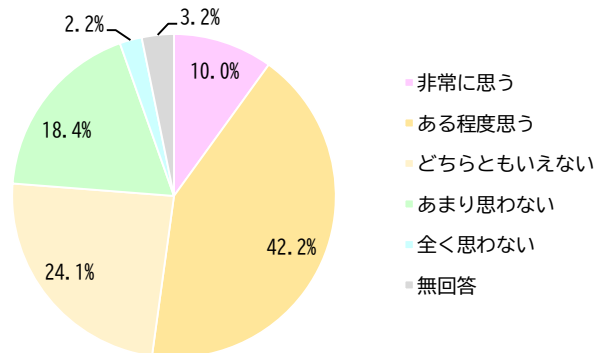
また、「やや不十分である」と「不十分である」の回答を合わせた結果、除排雪対策の満足度が低いのは、「除排雪基盤（消雪施設等）の整備」や「自力での除排雪が困難な方（要配慮者）に対する除排雪の支援」、「地域への除雪機貸与などの支援」となっています。



⑫除排雪に関するルールの必要性

「ある程度思う」が42.2%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が24.1%、「あまり思わない」が18.4%となっています。

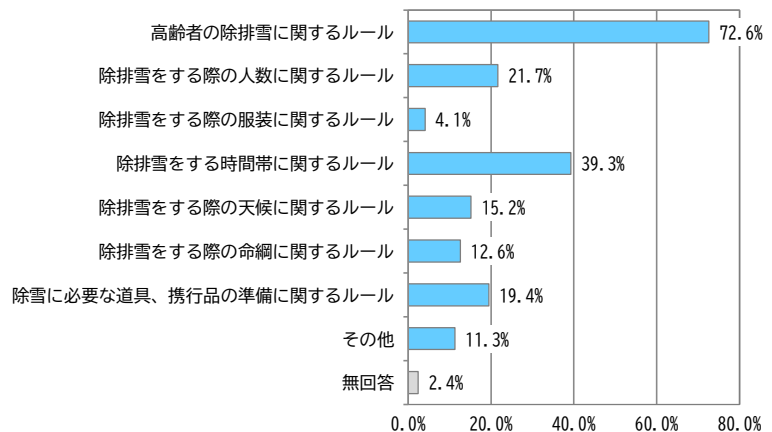
「非常に思う」と「ある程度思う」の回答を合わせると、回答者の約半数が除排雪に関して地域でルールを定める必要があると考えています。



n=1,035

⑬除排雪に関するルールの内容

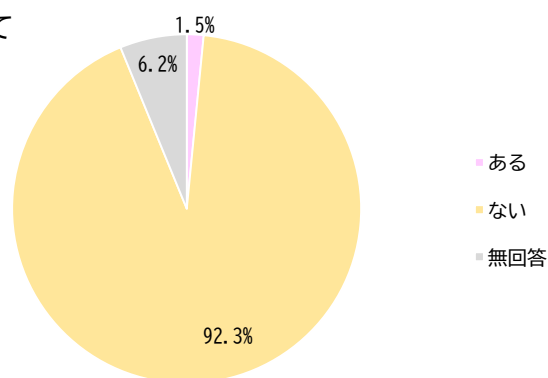
「高齢者の除排雪に関するルール」が72.6%と圧倒的に多く、次いで「除排雪をする時間帯に関するルール」が39.3%、「除排雪をする際の人数に関するルール」が21.7%となっています。



n=540

⑭「一人暮らしの高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援」の利用の有無

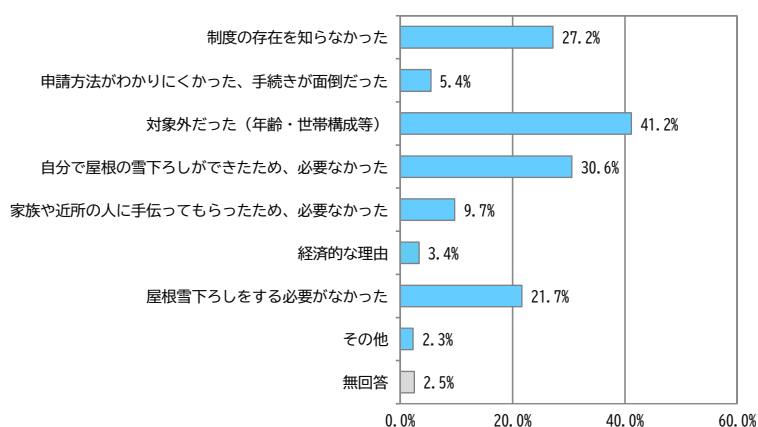
「ない」が92.3%と圧倒的に多くを占めています。



n=1,035

⑮「一人暮らしの高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援」を利用しない理由

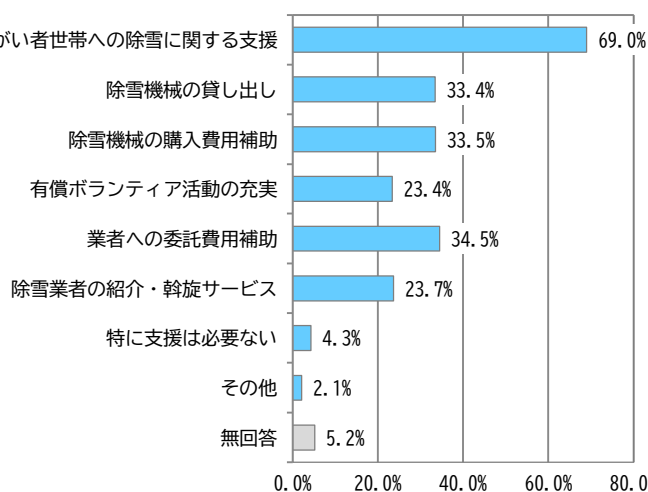
「対象外だった（年齢・世帯構成等）」が41.2%と最も多く、次いで「自分で屋根雪下ろしができたため、必要なかった」が30.6%、「制度の存在を知らなかった」が27.2%となっています。



n=955

⑯除排雪において求める支援

「高齢者・障がい者世帯への除雪に関する支援」が69.0%と最も多く、次いで「業者への委託費用補助」、「除雪機械の購入費用補助」及び「除雪機械の貸し出し」がいずれも約30%程度となっています。



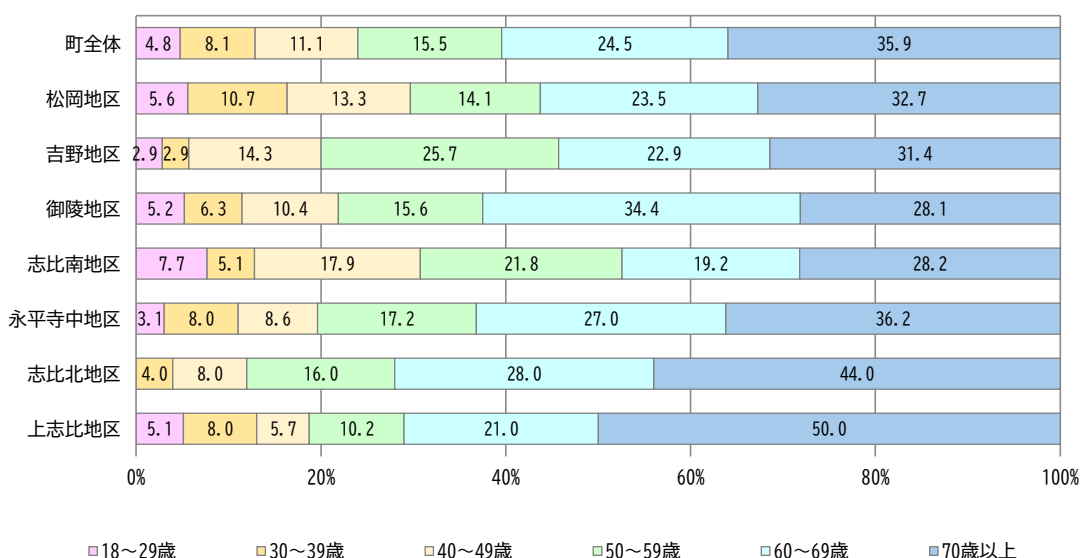
n=1,035

2) クロス集計

①地区×年齢

地区別に年齢を見ると、町全体や他の地区に比べて上志比地区、志比北地区で70歳以上の割合の高さが目立っており、どちらの地区も60歳以上の割合で見ると、全体の7割を超えています。

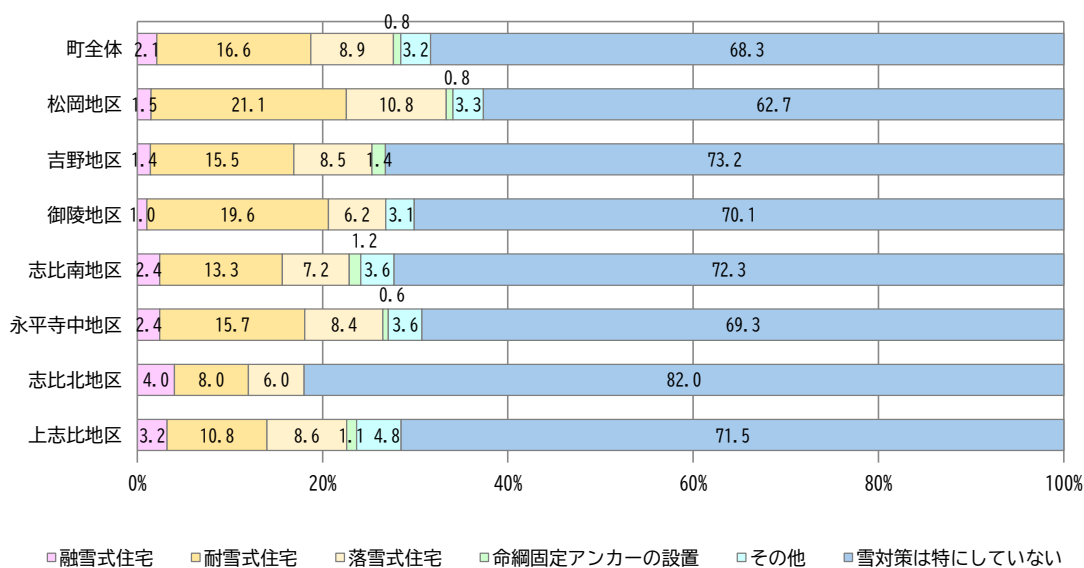
一方で、松岡地区、志比南地区では50歳未満の若い年齢層の割合が他の地区に比べ、比較的多くなっています。



②地区×住宅の雪対策

地区別に住まいへの雪対策の状況を見ると、全体的には「雪対策は特にしていない」が多くを占めています。

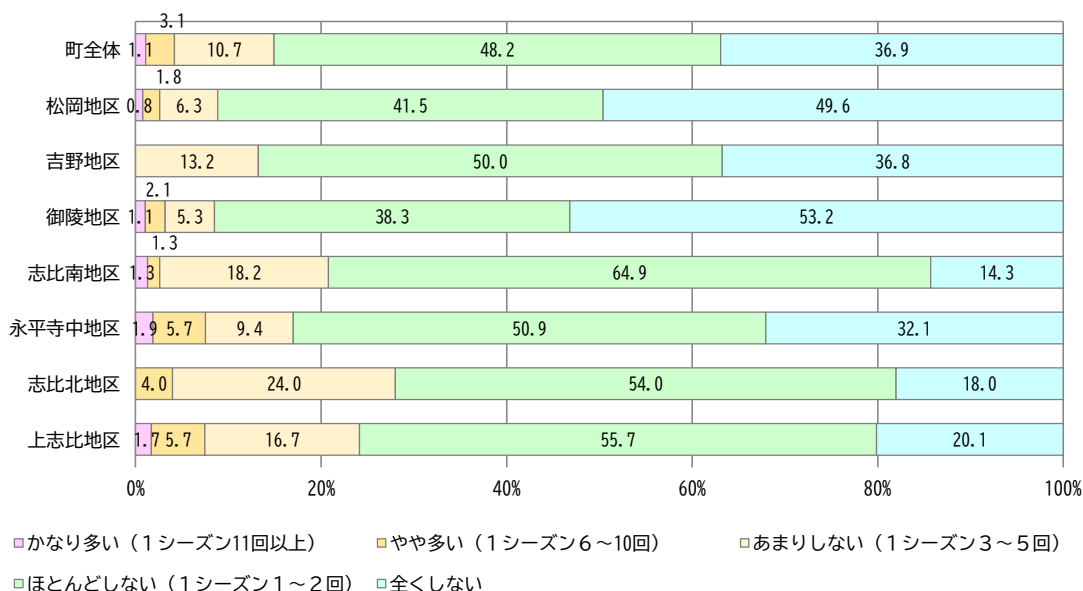
松岡地区でも雪対策を特にしていない方が多い結果は同様ですが、「耐雪式住宅」や「落雪式住宅」の割合が他の地区よりも高めです。一方、志比北地区においては、他の地区に比べて雪対策を講じている割合が少なくなっています。



③地区×雪下ろしの頻度

地区別に雪下ろしの頻度を見ると、全体的に「全くしない」、「ほとんどしない（1シーズン1～2回）」が多くを占めています。

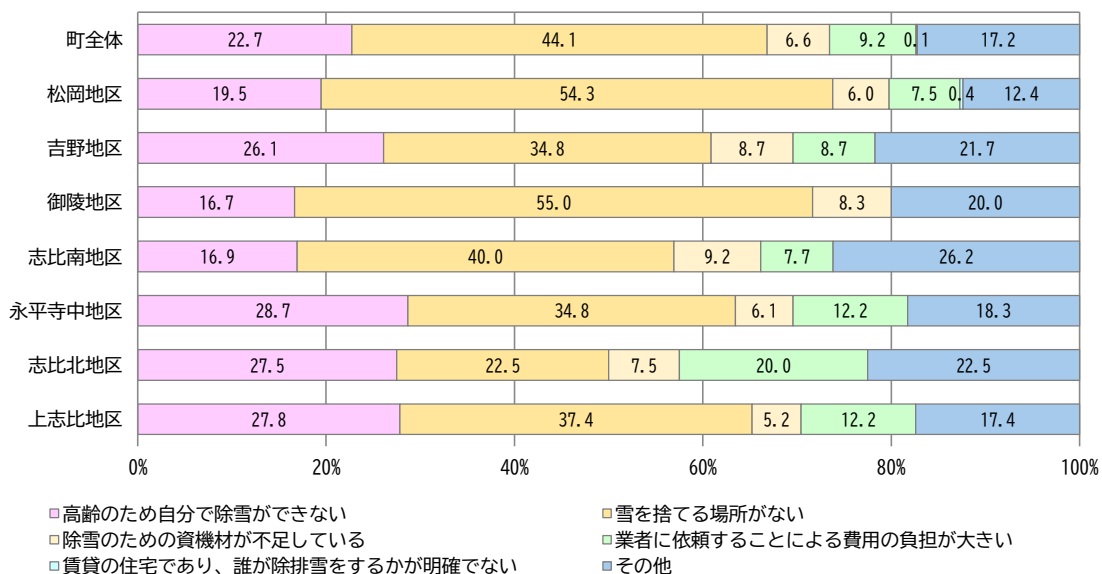
永平寺中地区や上志比地区では、割合は少ないものの、「かなり多い（1シーズン11回以上）」や「やや多い（1シーズン6～10回）」が他の地区より目立っています。



④地区×除排雪時の困りごと

地区別に除排雪時に困っていることを見ると、松岡地区や御陵地区では「雪を捨てる場所がない」が半数以上を占めています。

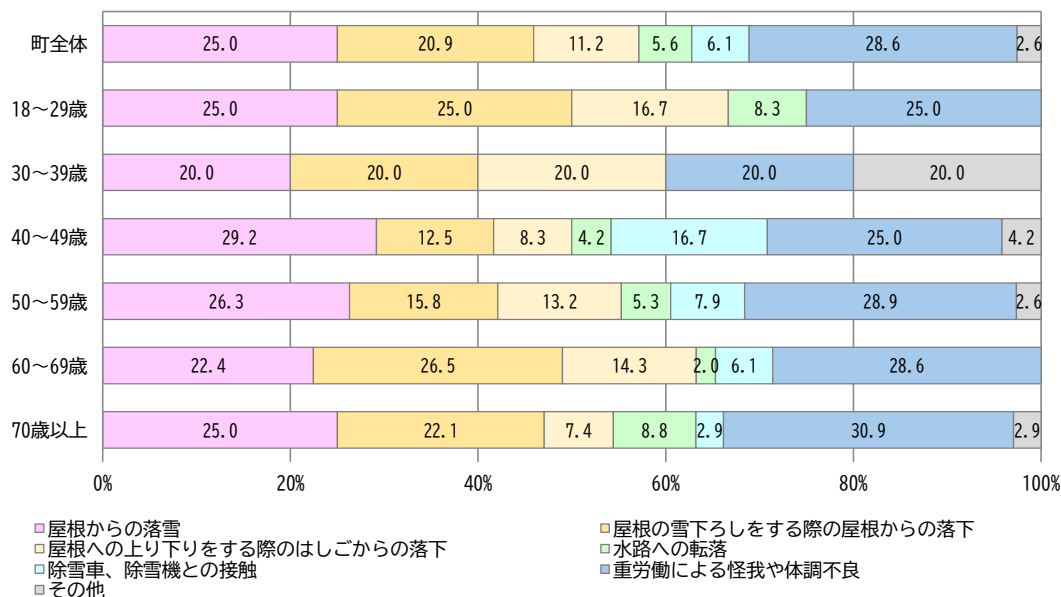
志比北地区では「高齢のため自分で除雪ができない」が最も多く、「業者に依頼することによる費用の負担が大きい」の多さも目立っています。



⑤年齢×除排雪時の危険経験内容

年齢別に除排雪時の危険経験内容を見ると、他の年代に比べ40～49歳で「除雪車、除雪機との接触」の多さが目立っています。

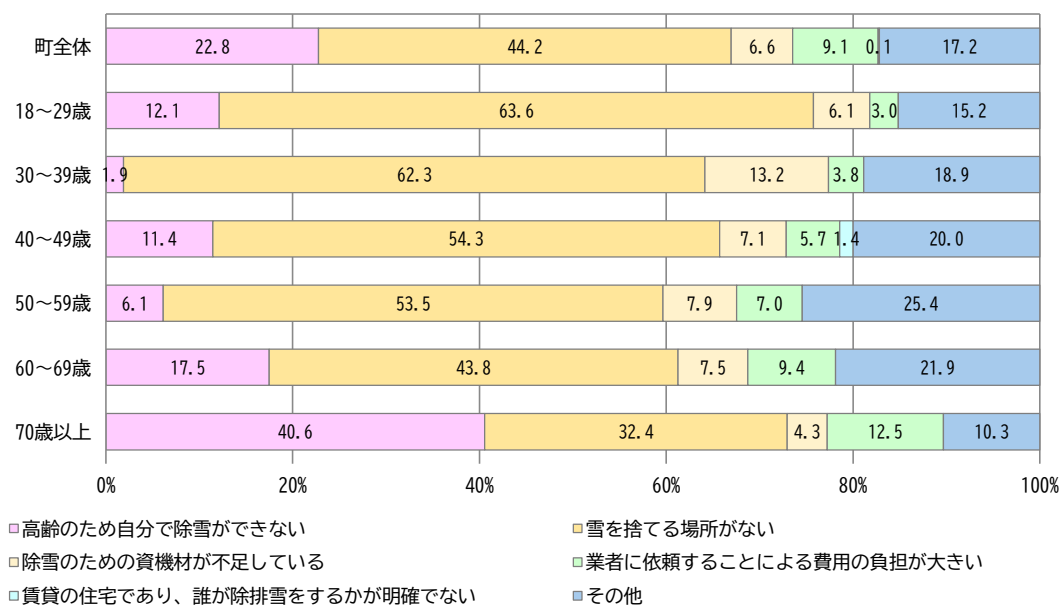
「重労働による怪我や体調不良」は30～39歳では若干低くなっており、高齢になるほど多くなる傾向は見られますが、それほど顕著ではありません。



⑥年齢×除排雪時の困りごと

年齢別に除排雪時の困っていることを見ると、18歳～69歳では「雪を捨てる場所がない」の多さが目立っています。

70歳以上では「高齢のため自分で除雪ができない」が非常に多くなっています。



第3章 克雪に向けた取り組み課題

3-1. 課題の整理

課題1 高齢者世帯において自力での雪かき・雪下ろし^{*}が困難な方への支援が必要

今後さらに高齢化が進展していく状況が予測される中、高齢のため雪かき・雪下ろしが自分でできないという声も多くあり、また、高齢者に対する支援のニーズが高くなっていることから、高齢者（世帯）に対する雪かき・雪下ろしに関する支援の充実が求められます。

課題2 危険が伴う雪かき・雪下ろし作業の安全対策が必要

本町における雪かき・雪下ろし時の負傷者の数は、特に豪雪時に増加する傾向にあり、特に高齢者の被害が多くを占めるなど、作業時の安全対策は必要不可欠と言えます。

克雪住宅の立地がまだまだ少ない状況に加え、命綱固定アンカーを設置している住宅もほとんどない状況であり、ハード、ソフト両面での雪かき・雪下ろし時の安全対策が必要となっています。

課題3 雪かき・雪下ろし作業に対する注意喚起・情報発信が必要

本町における雪かき・雪下ろし時の人的被害の状況を見ても、除雪作業による体調不良をはじめ、転倒・転落などの被害が発生しており、作業時に危険を感じた町民も多くなっています。

町民がより安全に除排雪を行えるよう、除排雪時のルールや作業の心得など、経験の浅い若い世代への効果的な情報発信なども含め、除排雪時における事故を未然に防ぐ施策の展開が求められます。

課題4 除排雪に対する支援の継続と周知・PRが必要

本町では、一人暮らし高齢者などに対する雪下ろし支援をはじめ、除排雪に必要な燃料支給など、除排雪に対する支援を行っている一方、一人暮らし高齢者雪下ろし支援制度の存在を知らないため、その制度を利用していない町民も一定数存在しています。

また、近年増加傾向にある空き家については、冬期の除排雪や屋根雪の管理が十分に行われないケースも見られ、適正な管理を促進していくことが必要です。

今後も除排雪に係る各種支援制度を継続していくとともに、支援が必要な町民に、より効果的に支援が行き届くよう、制度の周知や積極的なPRが求められます。

課題5 町民のニーズにあった除排雪対策や支援が必要

「永平寺町地域安全克雪方針町民意識調査」の結果からは、業者等への除排雪依頼費用の負担、重労働による怪我や体調不良への不安、雪捨て場の確保、高齢者や障がい者など自力で除排雪が困難な方への支援、対象外のため雪下ろし支援が利用できなかったことなど、除排雪に関する町民の様々な想いやニーズが読み取れます。

町や各地区の実情を踏まえながら、町民の想いに寄り添う除排雪対策や支援を検討していくことが求められます。

^{*}本方針では、国の計画に示される『除排雪』の中で、住民が行う行動については日常的な言葉に置き換えて、『雪かき』『雪下ろし』の用語を用いて記載します。

第4章 地域安全克雪方針

4-1. 将来像

これまで把握した本町の除排雪に関する現状及び課題等を踏まえ、作業時の安全確保に係る地域の将来像を設定します。

雪を超えてつながる力 自助・共助で進める雪かき・雪下ろし
支え合いがつくる 思いやりのまち えいへいじ

雪国特有の厳しい自然条件の中で、町民一人ひとりが「自分でできる雪への備え」と「雪が降ったときの対応力」を高め、安全に雪かき・雪下ろしを行うことにより、命と暮らしを守ることを最優先とします。また、雪かき・雪下ろしは単なる生活維持の作業にとどまらず、地域の絆を深め、共助の精神を育む取り組みです。私たちは“雪を超えてつながる力”を合言葉に、互いに支え合いながら除雪作業に取り組み、町民だれもが安心して、穏やかに暮らせる地域社会を築くことを目指します。

その際、大事なこととして1点目に「共助と連帯の強化」が挙げられます。高齢化が進む本町において、自力での雪かき・雪下ろしが困難な世帯を地域全体で支える仕組みを整備し、誰一人取り残さない地域社会を実現していきます。

2点目は、「安全・安心の確保」です。危険を伴う雪かき・雪下ろし作業においては「安全第一」を徹底し、事故ゼロを目指すことが求められます。町民が安心して冬を越せる環境を整えることが、地域の安寧につながります。

3点目は、「情報と意識の共有」です。日常的な除雪作業に関する注意喚起や情報発信を強化し、町民が正しい知識と意識を持って行動できるようにすることも必要です。

4点目は、「持続可能な支援体制」です。雪かき・雪下ろしに関する支援制度やボランティア活動を継続的に運用し、町内外に広く周知することで担い手を確保し、持続可能な仕組みを築きます。

最後に、「町民の多様なニーズへの対応」です。町民の生活環境や世帯構成に応じた柔軟な除雪支援策を展開し、誰もが安心して冬を越せる地域社会を実現していきます。

4-2. 基本方針

方針1 高齢者・要配慮世帯を守る「共助の仕組み」の強化

高齢化に伴い自力での雪かき・雪下ろしが困難な世帯を対象に、地域住民・ボランティア・事業者が連携する支援体制の整備を図ります。

見守り活動や声かけを通じて、孤立や事故の防止を推進します。

方針2 安全第一の「無事故除雪」の徹底

本町における特性や実情を踏まえながら、町全体の安全行動規範として除雪作業時におけるルールづくりを検討するとともに、安全装備の普及、研修会や講習会の実施などにより、事故ゼロを目指します。

方針3 情報発信と注意喚起の充実

雪かき・雪下ろし作業の危険性や注意点を、広報誌やSNSなど多様な媒体を利用しながら、その周知を図ります。

また、積雪状況や作業時の注意点をリアルタイムで発信し、住民の判断支援を図ります。

方針4 持続可能な支援制度とPR

現在本町で実施している除排雪に係る各種支援制度を継続的に運用するとともに、より利用しやすさを高めながら、町内外に広くPRし、制度活用を促進します。

また、若い世代の積極的なボランティア参加や、関係人口の有効な活用策などを検討しながら、除排雪の担い手確保につなげます。

方針5 多様なニーズに応える柔軟な対策

町民アンケートで明らかになった町民ニーズに対し、既存の各種支援制度の拡充を必要に応じ検討していくとともに、地域ごとのニーズを把握しながら地域の実情や生活環境に応じたきめ細やかな除排雪対策を講じていきます。

第5章 地域安全克雪に向けた取り組み

5-1. 雪かき・雪下ろしに関するルールの検討

本方針策定に当たって実施したアンケート調査においても、除排雪に関するルールの必要性があるとの回答が一定数あり、高齢者世帯の増加への配慮や除排雪時の危険回避を効果的に促進していくため、本町における雪かき・雪下ろしに関するルールを下表のとおり検討します。

検討に際しては、国土交通省が取りまとめる「雪下ろし安全10箇条」や、福井県における「安全な雪下ろしの10のポイント」を踏まえるものとします。

表. 永平寺町における雪かき・雪下ろし作業のルール(案)

※	永平寺雪下ろしの七つの守りごと
E	一. 遠慮をせずに助けを求め、二人以上で作業する
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 単独での作業を避け、必ず複数人で声を掛け合いながら行う。 ▷ 高齢者や要配慮世帯を見守り、地域の絆を基盤とした共助を実践する。 ▷ 必要なときには遠慮なく助けを求める。
I	二. いきなりの落雪に注意
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 軒先下で除雪する際には屋根から雪が落ちてこないか注意する。 ▷ 新雪や晴れて暖かい日のゆるくなった雪は特に注意する。
H	三. 平常時から備えをしておく
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ スコップやスノーダンプなどの除雪道具は、雪がつきにくなるスプレーを使用するなど使いやすくしておく。 ▷ 除雪道具や安全対策用具が劣化していないか定期的に確認する。
E	四. 円滑な雪下ろしのため、十分な安全対策をする
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ ヘルメットや滑り止め靴などの装備を必ず着用する。 ▷ 命綱を用い、命綱を固定するアンカーの設置に努める。
I	五. いつでも連絡がとれるように携帯電話を身に着ける
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 万が一の時に家族や消防などにすぐ連絡がとれる手段を確保しておく。
J	六. 除雪機に詰まった雪の除去はエンジンを止めてから
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 雪が詰まったときは、必ずエンジンを切り、棒などを使用して取り除く。
I	七. いのちを守るため、無理は禁物
	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 作業時間や体調に応じて適切に中断し、過労や事故を防ぐ。 ▷ 危険な場所での作業を控え、必要に応じて専門業者や支援制度を活用する。 ▷ 作業は暗くなる前に必ず終わるようにする。

※各ルールの頭文字をローマ字表記で順番に並べると『EIHJII』になります。

雪下ろし安全10箇条

国土交通省 国土政策局 地方振興課

～除雪作業中の事故に注意しましょう～

国土交通省では、除雪作業中の事故における要因として最も多い屋根からの転落事故のほか、転倒事故、除雪機による事故、屋根から落雪による事故、水路等への転落事故、発症などの防止のための注意事項を「雪下ろし安全10箇条」として取りまとめています。

1.安全な装備で行う（最重要！！）



- 安全な装備は、屋根からの転落などの事故を未然に防ぎます。
- 安全帯は、腰全体を支えるハーネス型や体全体を支えるフルハーネス型を使用。
- 命綱は、ザイルロープなど丈夫なものを屋根の上で止まる長さで正しく結ぶ。
- 命綱の一端は、アンカー（無い場合は雪下ろしをする屋根の反対側の柱や固定物）にしっかりと固定する。
- ヘルメットは、あごひもを締め、長靴は、滑りにくいものを使用し、動きやすい服装で作業する。
- これらの装備は、ホームセンターや登山キャンプ用品店などで購入できます。

2.はしごは固定する



- はしごが転倒することがあるため、必ずしっかりと固定する。
- 足元をしっかりと固め、ロープや器具を使用。
- はしごは、斜めに立てかけず、屋根に対して決められた角度でまっすぐ立てる。
- はしごの長さは、軒先から少し高くかける。
- はしごの昇り降りは注意し、はしごから屋根に移動するときは特に注意。
- はしごの上で雪庇を落とすなどの作業は危険なため、絶対にやめましょう。

3.作業は2人以上で行う



- 1人での作業は、事故が発生した際に、発見が遅れる可能性がある。
- 発見が遅れると重大な事故につながる危険性が高くなる。
- 家族や親戚と一緒に複数人で除雪作業を行う。
- 近所の方や地域コミュニティと協力して作業を行う共同による除雪活動も重要。

4.足場の確認を行う



- 屋根の雪止めの位置を確認してから作業を行う。
- 落雪に巻き込まれないように、屋根の上から下ろす。
- 滑りにくくするよう、雪は少し残して作業する。
- 晴れていて気温が高い日は、滑りやすくなるため、特に注意。
- 水路等に転落する事故も増えているため注意。

5.雪下ろしのときは周りに雪を残す



- 屋根から転落した際に、地面、アスファルト、コンクリート等に強打すると、被害が大きくなる可能性がある。
- 落下した場所に積雪があることで被害を軽減することができる場合がある。
- 屋根の雪下ろしを行う場合は、雪下ろし後に住宅周りの除雪を行う。

6.屋根から雪が落ちてこないか注意する



- 屋根から雪が落ちてくる可能性があるため、住宅の周りで除雪する際に軒下では注意。
- 屋根に雪が積もって時間が経つと、氷のように堅くなり、直撃すると非常に危険。
- 新雪や晴れて暖かい日のゆるくなった雪は特に注意。
- 屋根雪を人力によらず落下させる落雪式住宅の場合は特に注意。

7.除雪道具や安全対策用具の手入れ点検を行う



- スコップやスノーダンプなどの除雪道具は、雪がつきにくくなるスプレーを使用するなど使いやすくしておく。
- 除雪道具や安全対策用具が古くなり、壊れていないか定期的に点検しましょう。

8.除雪機の雪詰まりはエンジンを切ってから棒などで取り除く



- 雪が詰まったときは、必ずエンジンを切ってから雪を取り除く。
- つまりを取り除くときは、棒などを使用する。
- 素手で取り除くのは、非常に危険なため絶対にめましましょう。
- デッドマンクラッチ（安全装置）をひもで縛るなど、無効化することによる事故が増えています。絶対にやめましょう。

9.携帯電話を身につける



- 事故が発生したときは、動くことができなくなる場合があります。
- 携帯電話を身につけることで、緊急時でも家族や緊急医療機関などにすぐに連絡をとることができます。

10.無理はしない



- 除雪作業は重労働です。体調が悪いときは、除雪作業を行わない。
- 作業前には、準備運動を行う。
- こまめに休憩をとりながら作業を行う。
- 寒い屋外での重労働による発作など発症の危険性があるため無理をしない。

～除雪作業中の事故を減らすために～
自分の経験や体力を過信せず、家族や地域で声を掛け合いながら、万全の安全対策で行いましょう。

図.「雪下ろしの安全10箇条」(国土交通省)

安全な雪下ろし10のポイント

こんなことに注意して安全な作業を心がけましょう

健康長寿な福井です。
福井県

ポイント1 日ごろの準備

- ・ 建物などの程度の雪に耐えられるか把握しておきましょう。
- ・ 降雪時にはテレビ、新聞等で継続的に情報を確認し、雪下ろしの時期や必要性を判断します。

ポイント2 安全な服装

- ・ ヘルメットを着用しましょう(頭部の保護)。
- ・ 転倒した場合でも滑りにくいものを着用しましょう。
- ・ 着膨れせず動きやすい服装にしましょう。
- ・ 長靴は飛沫などで滑り止めの工夫をしましょう。

ポイント3 命綱の使用

- ・ 転倒防止のため命綱を使用しましょう。
- ・ 万一転倒した場合でも屋根の上で留まる長さに調整します。
- ・ 綱固定用のアンカーやロープは専用の器具を事前に設置したり、反対側の家の柱や大きな木に結びつけたりするなど状況に応じた工夫をしましょう。
- ・ 命綱を体に固定するには市販されている安全帯など幅広いものを使用しましょう。
- ・ ヘルメットを着用しましょう。

ポイント4 使いやすい除雪道具

- ・ アルミ製のスコップやスノーダンプなど軽くて雪が付着しにくいものを使用しましょう。
- ・ 雪がつきにくくなるスプレーなども活用しましょう。
- ・ 雪の投棄場所を考慮して資材などを効果的に活用しましょう。

ポイント5 はしごの固定

- ・ 転倒防止のためはしごの足元はしっかり固め、頭部をロープで固定しましょう。
- ・ 長さは十分余裕のあるものを使用し、屋根に対して真っ直ぐに適切な勾配で架けましょう。
- ・ アルミ製のはしごは濡れていると滑りやすいので、靴底の雪を落とすなど注意しましょう。

ポイント6 複数での作業

- ・ 一人での作業はせず、複数で行いましょう。
- ・ やむを得ず一人で作業する場合は、家族や近所に声をかけ時々様子を見てもらいましょう。

ポイント7 足場の確保

- ・ 軒先は瓦の雪止めの位置を確認し、雪止めより先では作業をしないようにしましょう。
- ・ 足元の雪をしっかりと固めましょう。
- ・ 雪止めより上部に足場を作って作業を行い、最後に足場から下の軒先部分を取り除くと安全です。
- ・ 下層のガラメ雪は滑りやすいので注意が必要です。雪は全部取らず、厚さで20~30cmは残しましょう。
- ・ はしごからの最初の一步、最後の一步は特に注意が必要です。

ポイント8 むりな作業はしない

- ・ 無理な体勢での作業は危険です。
- ・ 少しずつ回回に分けて下ろしましょう。
- ・ スノーダンプなどに引きずられることがあります。その場合はすぐに手を離して身を守りましょう。

ポイント9 落雪などにも注意

- ・ 地上での作業では、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- ・ 片側の屋根だけ下ろすと、建物に偏った荷重がかかり倒壊につながる恐れがあります。バランスよく下ろしましょう。

ポイント10 体調の管理

- ・ 雪下ろしは大変な重労働です。必ず準備運動をしましょう。
- ・ 十分に休憩を取り、水分を補給しながら作業しましょう。

雪下ろしに関する相談窓口

福井県土木部

建築住宅課 住まづくりグループ	TEL 0776-20-0506
建設技術研究センター	TEL 0776-35-2412

図. 「安全な雪下ろしの10のポイント」(福井県)

5-2. 安全克雪対策の検討

将来像の実現に向けて、次のとおり各種安全克雪対策の展開を検討していきます。

本方針においては、特に地域において自立的に取り組んでいくことを見据えた対策について位置付けます。

(1) 地域における除排雪体制の整備 【方針1, 4関連】

本町においては、令和3年豪雪を機に「御陵地区除雪支援協議会」が発足されています。

当該協議会は、豪雪時に行政では追いつかない集落内の道路の除雪を担当し、孤立する住宅がないよう努めていくため、行政側の除雪を待つばかりでなく「自助、共助」の精神で、自らの集落は自らで守り孤立を防ぎたいと、住民有志が立ち上げたものです。

高齢化が進む本町において、自力での雪かき・雪下ろしが困難な世帯を地域全体で支える仕組みとして非常に有効であることから、同様の取り組みをできる限り他地域にも広げることにより、地域における除雪体制の整備を目指します。

現在町では、当該協議会に対し除雪ドーザの冬期貸出やその燃料代の補助に加え、除雪ドーザ運転に必要な免許取得費に対する補助金を交付しており、今後も継続的な支援を行いながら、必要に応じた支援策を検討していきます。

【安全克雪対策例】

- ①地域における除排雪支援協議会設立支援
- ②地域における除排雪支援協議会に対する活動費等助成金交付



図. 御陵地区除雪支援協議会（広報永平寺 No. 190 [令和3年11月5日発行]）

図. 地域除雪活動について

[出典：「市町村のための降雪対応の手引き」＜予防編＞ 令和6年11月改訂 内閣府（防災担当）]

（2）住民と連携した地域施設の除排雪支援の推進 【方針1，4 関連】

集会所等の地域住民が利用する地域コミュニティ施設は、地域の活動や交流の場として幅広く利用されており、災害時には避難所としても重要な役割を担っています。これらの施設の冬期における安全な利用を確保するため、地域住民による自助・共助の取り組みと連携しつつ、除排雪作業用燃料費や道路除排雪機械購入費の支援等、除排雪作業を円滑かつ効率的に進められるような支援に取り組みます。

【安全克雪対策例】

①地域除排雪活動支援（補助制度活用促進）

